

隨水右壤、隨水右壤、此皆廣川大水、山林谿谷、不食之地也、王雖有之、不爲得地、是王有毀楚之名、而無得地之實也、

【不食之地】……五穀の生えぬ土地なり、
【隨水】……隨水は、楚を攻めむには、何方よりか軍兵を繰り出したまふべき、大王には、其の通路を年來の仇讎怨敵なる韓、魏に借らむとしたまはむか、さらば、軍兵の出發したる當日より、大王には、其の生きて返らざらむことを心配したまふなり、是れ大王には、兵力をもて、年來の仇讎怨敵なる韓、魏に資給したまふことなればなり、若し又之れを避けむとて、其の通路を年來の仇讎怨敵なる韓、魏に借りたまはざらむには、屹度隨水の右手の土地を攻めたまふなり、隨水の右手の土地は、皆廣川、大なる水、山林谿谷などの如き、五穀の生えぬ土地なれば、大王には、之れを攻め取りたまふとも、土地を手に入れられたりとはせられざらむ、是れ大王には、楚の國を毀損せられし名義のみありて、土地を手に入れられたる實益なきなり、

且王攻楚之日、四國必悉起兵以應王、秦、楚之兵構而不離、魏氏將出而攻、留方與、銓、湖陵、陽、蕭、相、故宋必盡、齊人南面攻楚、泗上必舉、此皆平原四達膏腴之地、而使獨攻、王破楚、以肥韓、魏於中國、而勁齊、韓、魏之疆、足以校於秦、齊南以泗水爲境、東負海、北倚河、而無後患、天下之國、莫彊於齊、魏、齊、魏得地葆利、而詳事下吏、一年之後、爲帝未能、其於禁王之爲、帝有餘矣、夫以王壤土之博、人徒之衆、兵革之彊、壹舉事而樹怨於楚、遲令韓、魏歸、帝重於齊、是王失計也、

【四國】……齊、趙、韓、魏なり、【構而不離】……高張し結びて解けぬなり、【校】……敵對するなり、【葆】……保と通ず、【詳】……倖に同じ、詐るなり、【下吏】……秦の下役なり、【遲令韓、魏歸、帝重於齊】……遲は、一本には、還に作れり、還は、又なり、歸、帝は、帝號を歸せしむるなり、又韓、魏をして帝號を齊に歸せしめて、齊を重んぜしむるなり、戰國策には、諸合韓、魏、歸、帝重於齊、とありて、秦の命令を自ら

【不食之地】……五穀の生えぬ土地なり、
【隨水】……隨水は、楚を攻めむには、何方よりか軍兵を繰り出したまふべき、大王には、其の通路を年來の仇讎怨敵なる韓、魏に借らむとしたまはむか、さらば、軍兵の出發したる當日より、大王には、其の生きて返らざらむことを心配したまふなり、是れ大王には、兵力をもて、年來の仇讎怨敵なる韓、魏に資給したまふことなればなり、若し又之れを避けむとて、其の通路を年來の仇讎怨敵なる韓、魏に借りたまはざらむには、屹度隨水の右手の土地を攻めたまふなり、隨水の右手の土地は、皆廣川、大なる水、山林谿谷などの如き、五穀の生えぬ土地なれば、大王には、之れを攻め取りたまふとも、土地を手に入れられたりとはせられざらむ、是れ大王には、楚の國を毀損せられし名義のみありて、土地を手に入れられたる實益なきなり、
且王攻楚之日、四國必悉起兵以應王、秦、楚之兵構而不離、魏氏將出而攻、留方與、銓、湖陵、陽、蕭、相、故宋必盡、齊人南面攻楚、泗上必舉、此皆平原四達膏腴之地、而使獨攻、王破楚、以肥韓、魏於中國、而勁齊、韓、魏之疆、足以校於秦、齊南以泗水爲境、東負海、北倚河、而無後患、天下之國、莫彊於齊、魏、齊、魏得地葆利、而詳事下吏、一年之後、爲帝未能、其於禁王之爲、帝有餘矣、夫以王壤土之博、人徒之衆、兵革之彊、壹舉事而樹怨於楚、遲令韓、魏歸、帝重於齊、是王失計也、

【欲手】……手を引くなり、【施】……施し殺ぐるなり、戰國策には、襟に作れり、【東山】……華山なり、【帶】……帶びの如くに引き廻すなり、【關内侯】……國境の關門の内の諸侯なり、【梁氏】……魏の國をいふ、【寒心】……膽を冷やすなり、【拱手】……腕組みをするなり、【經】……兩海】……西海より東海へ互るなり、【要約】……約束なり、
臣大王の爲めに熟慮するに、楚と中善くしたまふに如くはなし、秦と楚と合體して、一國となりて、韓に臨み向はす、韓は、屹度南口して、

手を引くならむ、大王には、東山即ち華山の險阻を施し設け、曲河の便利を帯びの如くに引き廻して、山河の要害を堅固にいたしましたは、韓は屹度大王の諸臣となりて、秦の國境の關門の内の諸侯とならむ、此のやうにして、大王には、十萬人の兵卒をもて、鄭の地に屯戍せしめたまは、梁氏即ち魏は、膽を冷やして、恐れ入るならむ、さうば、魏の許と那陵との地は、手を束ねて備城して、魏の上蔡と召陵との地は、許と那陵とへ往來すること叶はざらむ、此のやうにして、魏の交通を絶ち切らば、魏も亦大王の諸臣となりて、秦の國境の關門の内の諸侯とならむ、大王には、一たび楚と中善くせうれて、秦の國境の關門の内に、一萬輛の兵車を持てる、韓、魏兩國の君王を立て置かれて、齊の國と地面横きになりたまは、齊の西なる右手の土地は、腕組みをして取らる、ならむ、大王の領地は、一たび西海より東海へ互りて、天下の諸侯と約束したまは、燕、趙には齊、楚は、楚には燕、趙は、雙方互に救ふこと叶はざらむ、然る上にて、燕、趙を成し付けて、其の國を危からしめ、動搖せしめて、同時に、直ちに齊、楚を成し付けて、其の國を動搖せしめたまは、此の四國は、攻伐の苦痛を受くるを持たずして服従せむ」と、以上、黃歇の言議なり。

昭王曰、善、於是乃止、白起、而謝韓、魏、發使賂楚、約爲與國、黃歇受約歸楚。

昭王其の書面を見て曰はく、「至極尤なり」と、是に於て、白起の出陣を差し止めて、韓、魏の兩國へ楚を伐つことを見合はせたる由を断りつ、使者を差し立て、楚の國へ賂賂を贈りて、秦、楚は、以來仲間の國となるべきことを約束したれば、黃歇は、是れにて安心して、其の約束を受け取りて、楚へ歸りけり。

楚使歇與太子完入質於秦、秦留之數年、楚頃襄王病、太子不得歸、而楚太子與秦相應侯善、於是黃歇乃說應侯曰、相國誠善楚太子乎、應侯曰、然、歇曰、今楚王恐不起疾、秦不如歸其太子、太子得立、其事秦必重而德相國無窮、是親與國、而得儲萬乘也、若不歸、則咸陽一布衣耳、楚更立太子、必不事秦、夫失與國、而絕萬乘之和、非計也、願相國孰慮之。

得儲萬乘也……太子を儲といふ、萬乘の太子を此方にて跡目に立つることを得るなり、「布衣」……布子を著たる者なり、士の仕へずして微賤なる者をいふ、「孰」……誰に同じ。

楚は、秦と仲間の國となりたれば、黃歇をして、太子の完と共に入りて、秦に入質とならしめしに、秦は、之れを引き留め置くこと、數箇年に及びて、楚の頃襄王大病になりたれば、太子歸國することを得ず、而して、楚の太子は、秦の宰相なる應侯の范雎と中善、交はりたり、是に於て、黃歇應侯に説きて曰はく、「相國は、誠楚の太子と中善きか」と、應侯の曰はく、「善なり」と、黃歇の曰はく、「今、楚王の病氣全快せざらむことを氣遣はるれば、秦は、其の太子を歸國せしむるに如かじ、太子跡目に立つることを得ば、其の秦に事ふること、屹度鄭重にして、相國を恩徳ありとすることも、際限なからむ、是れ秦に取ては、仲間の國を懇親にして、一萬輛の兵車を持てる大國の太子を此方にて跡目に立つることを得るなり、之れに反して、若し太子を歸國せしめざらむれば、太子は、秦の爲めに、何の役に立たぬ咸陽の都の一人の布子を著たる微賤の者とならむのみ、楚の國にては、太子を歸國せざる爲めに、更に太子を立て、位に即かしめむには、其の國君は、屹度秦に事へざらむ、全體、仲間の國を失ひて、一萬輛の兵車を持てる大國の和親を絶つは、得策にあらずらむ、願はくは相國の之れを熟慮せられむこと」と。

應侯以聞秦王、秦王曰、令楚太子之傅先往問楚王之疾、返而後圖之、黃歇爲楚太子計曰、秦之留太子也、欲以求利也、今太子力未能有以利秦也、歇憂之甚、而陽文君子二人在中、若王卒大命、太子不在、陽文君子必立爲後、太子不得奉宗廟矣、不如以秦、與使者俱出、臣請止以死當之。

應侯黃歇の説を尤なりと思ひて、其の趣きを秦王に言上せしに、秦王の曰はく、「然らば、楚の太子の守り役をして、先づ往きて、楚王の病氣を見舞はせよ、其の者の立ち戻りて、太子を申し出でたる上にて、何とか之れを計らむ」と、是に於て、黃歇楚の太子の爲めに計りて曰はく、「秦の太子を引き留め置くは、自國の利益を求めたく思ひてなり、今、太子の御力にては、また秦に利益を與ふること能はざるなり、已れ之れを心配すること甚し、而して、陽文君の二人の男子、御國元に在れば、若し大王の御壽命盡きて、世を去りたまはむには、太子は、御不在中なれば、陽文君の子、屹度御跡に立ちたまひて、太子は、祖先の宗廟の祭りを扱ひたまふことを得ざらむ、之れを思へば、此楚秦に滞在したまはむよりは、秦を逃して、大王の御病氣見舞ひの使者と俱に此の國を出でたまはむには如かじ、臣は、此の地に止まりて、命掛けにて御跡の難儀に當たらむことを請ふ」と。

楚太子因變衣服爲楚使者御以出關而黃歇守舍常爲謝病度太子已遠秦不能追歇乃自言秦昭王曰楚太子已歸出遠矣歇當死願賜死昭王大怒欲聽其自殺也應侯曰歇爲人臣出身以徇其主太子立必用歇故不如無罪而歸之以親楚秦因遣黃歇歇至楚三月楚頃襄王卒太子完立是爲考烈王

【關】武關なり「守舍」……太子の旅館の留守をするなり「徇其主」……其の主君の爲めに死なむとするなり

楚の太子は、黃歇の勧めに従ひて、其の衣服を脱ぎ去り、楚の病氣見舞ひの使者の御者となりて、秦と楚との陸路の境の武關を出で、歸國せり、而して、跡に残れる黃歇は、太子の旅館の留守をして、他の者を寄せ付けずして、常に太子の爲めに、病氣なれば奉朝し難しと斷りて、太子の已に遠くまで立ち去りて、秦人の之れを追ふこと能はざる時分を見計らひて、黃歇自ら秦の朝廷へ出頭して、秦の昭王に申し立て、曰はく、「楚の太子は、父君の病氣を心配して、急ぎて已に歸國せり、日數も餘程立ちたれば、遠く出で去りたるなむ、此の御届けを怠りたるは、己が罪なれば、己は死刑に相當せり、願はくは自殺の許可を賜はらむことを」と、昭王之れを聞きて、大に怒りて、其の自殺することを聽き届けむと思ひしに、應侯の曰はく、「黃歇は、人の臣下となりて、一身を差し出して、其の主君の爲めに死なむとせり、かやうに忠義なる者なれば、楚の太子跡目に立たば、屹度黃歇を用ふるなむ、されば、之れを罪科に處することなくして、歸國せしめて、楚と秦を結ばむには如かじ」と、秦王之れを納得して、黃歇を歸し遣はしたり、黃歇秦を去りて、楚へ到りて、三個月目に、楚の頃襄王卒去して、太子の完跡目に立てり、是れを考烈王とす

考烈王元年、以黃歇爲相、封爲春申君、賜淮北地十二縣、後十五歲、黃歇言之楚王曰、淮北地邊齊、其事急、請以爲郡、便因并獻淮北十二縣、請封於江東、考烈王許之、春申君因城故吳墟、以自爲都邑

【城】……城跡なり、考烈王の元年に、黃歇をもつて宰相として、之れを封じて、春申君として、淮北の地の十二縣を賜ひけり、其の後、十五年立ちて、黃歇楚王に領地の事を言上して曰はく、「淮北の地は、齊の邊境と接近して、防禦の事件緊急なれば、之れを郡として、事務の便利を計らむことを請

ふ」と、それに就きて、己の受けたる淮北の十二縣を併はせて獻上して、其の代はりに、江東の地に封せられむことを請ひたれば、考烈王之れを許可せり、春申君江東の地を買ひたるに因りて、以前の吳王の城跡に城を築きて、自ら之れを都邑とせり

春申君既相、楚是時齊有孟嘗君、趙有平原君、魏有信陵君、方爭下士、招致賓客、以相傾奪、輔國持權

春申君既に楚に宰相たり、是の時、齊には、孟嘗君あり、趙には、平原君あり、魏には、信陵君ありて、我れ後れじと、先を争ひて、天下の士に誰活降下して、賓客を招き寄せて、互に先方を押し傾けて、己れの方へと賓客を奪ひ取りて、其の人々の力を借りて、國政を輔佐し、權柄を維持する最中なり

春申君爲楚相四年、秦破趙之長平軍四十餘萬、五年、圍邯鄲、邯鄲告急於楚、楚使春申君將兵往救之、秦兵亦去、春申君歸

【爲楚相四年】……即ち前の十五歳内の事なり、次ぎの五年、八年、十四年も亦然り、春申君楚の宰相となりてより四年目に、秦は、趙の長平の軍勢四十餘萬人を破りけり、其の五年目に、秦は、又趙の都の邯鄲を圍みたれば、邯鄲より危急の由を告げ來れり、楚は、春申君をして、兵に將として、往きて之れを救はしめしに、秦の兵も亦引き去りたれば、春申君歸國せり

春申君相楚八年、爲楚北伐滅魯、以荀卿爲蘭陵令、當是時、楚復疆

春申君楚の宰相となりてより八年目に、楚の爲めに、北の方を征伐して、魯の國を滅ぼし、荀卿をもつて、蘭陵縣の令とせり、是の時に當たつて、楚の國重んじて強くなりぬ

趙平原君使人於春申君、春申君舍之於上舍、趙使欲夸楚、爲瑇瑁簪、刀劍室以珠玉飾之、請命春申君客、春申君客三千餘人、其上客皆躡珠履、以見趙使、趙使大慙

【上舍】……上等の旅館なり「夸」……誇と通ず、「瑇瑁」……龍甲の類なり、「室」……鞘なり、「請命春申君客」……春申君の食客に面會

せむことを請ふなり、命を請ふとは、謙遜の言葉なり、
趙の平原君、己れの家を食客を使者として、春申君の許へ遣はしたれば、春申君之れを上等の旅館に止宿せしめしに、趙の使者、楚に誇
ちむと思ひて、頭には珊瑚の飾を差し、腰に佩びたる刀劍の鞘は、珠玉をもて之れを飾りて、春申君の食客に面會せむことを請へり、其の
時、春申君の食客は三千餘人もありて、其の中の上等の食客は、皆珠玉をもて飾りたる履を足に突き掛けて、趙の使者に面會せしかば、趙の
使者は、鼻を折られて、大に慙愧赤面せり、

春申君相十四年、秦莊襄王立、以呂不韋爲相、封爲文信侯、取東周、

春申君の楚の宰相となりてより十四年目に、秦の莊襄王立ちて、呂不韋をもて宰相として、之れを封じて文信侯とし、東周を攻め取れ
り、此の事は、春申君には關係なけれども、重大の事柄なれば、附記せるなり、

春申君相二十二年、諸侯患秦攻伐無已時、乃相與合從、西伐秦、而楚王爲
從長、春申君用事、至函谷關、秦出兵攻諸侯兵、皆敗走、楚考烈王以咎春
申君、春申君以此益疎、

合從……解は、蘇秦の傳に見えたり、

春申君楚の宰相となりてより二十二年目に、諸侯秦の列國を攻め伐つことの止む時なきを心配して、相互に合從して、西の方秦を伐ち
たり、而して、此の戰爭に、楚王合從の主長となり、春申君其の事を扱ひて、函谷關まで押し寄せしに、秦は兵を出だして、諸侯の兵を攻め
たれば、諸侯の兵は皆敗走せり、楚の考烈王其の失敗をもて、春申君の處置の善からぬ故なりとして、之れを責め咎めたり、春申君は、此の
事をもて、日増しに楚王に疎遠にせられたり、
唐順之の曰はく、此の處、上を承け、下に接して、文法を變換せり、

客有觀津人朱英、謂春申君曰、人皆以楚爲彊、而君用之弱、其於英不
然、先君時善秦、秦二十年而不攻楚、何也、秦踰氍隘之塞、而攻楚、不便、假
道於兩周、背韓、魏、而攻楚、不可、今則不然、魏且暮亡、不能愛許、鄢陵、其

許魏割以與秦、秦兵去、陳百六十里、臣之所觀者、見秦、楚之日鬪也、楚於
是去、陳徙壽春、而秦徙衛野王、作置東都、春申君由此就封於吳、行相
事、

春申君の食客に、觀津の人朱英といふ者ありて、春申君に物語りして曰はく、「世間の人は、皆楚をもて強き國なりとせり、然るに、貴君
の事を扱ひたまひてより、弱くなりぬと取り沙汰せり、さりながら、己れの考へては、さにあらずと思へり、先君の時代に、秦と中等くす
ること、二十餘年も打ち續きて、秦の楚を攻めざりしは、何故ぞ、秦は、氍隘の要塞を越えて、楚を攻むるは、便利ならず、さりして、道路を東
西の兩周に借り、韓、魏の二國をうしろにして、楚を攻むるも、亦宜しからぬに因りてなり、今は、昔と事變はりて、韓は、朝夕に滅亡せむと
して、許と陳との地を愛し保つこと能はずして、其の許は、韓より秦へ割き與へたり、許の地已に秦の手に入りたり、秦の兵は、楚の都
の陳を去ること、僅に百六十里となりぬ、臣が觀する所にては、遠からず秦、楚の兵は、毎日合戰するやうにならむ、是れ楚は、今日とて
弱きにはあらずとも、以前のやうに安全ならぬ譯けなり」と、春申君之れを聞きて、楚王に重ねて都を徙して秦を避けむことを勧めたれば、
楚は、是に於て、陳を去りて、壽春へ徙りたり、而して、秦は、衛の國を野王縣へ徙して、其の跡に東都を設け置けり、春申君は、此れに由り
て、吳の封邑に上著して、楚の宰相の事務を執り行ひたり、
董份の曰はく、春申君由此就封於吳、行相事の一句、來り得て力ありと、

楚考烈王無子、春申君患之、求婦人宜子者、進之甚衆、卒無子、趙人李園
持其女弟、欲進之楚王、聞其不宜子、恐久毋寵、李園求事春申君爲
舍人、已而謁歸、故失期、還謁春申君問之狀、對曰、齊王使使求臣之女弟、
與其使者飲、故失期、春申君曰、媾入乎、對曰、未也、春申君曰、可得見乎、
曰、可、於是李園乃進其女弟、即幸於春申君、知其有身、李園乃與其女弟
謀、

女弟……然なり、「謁歸」……何日には立ち戻るべしといふことを告げて、海里へ歸るなり、「媾入」……結婚の禮物の手に入るなり、

【有身】……身重なるなり。
 楚の考烈王は、子なかりしかば、春申君之れを心配して、子を生むに宜しかるべき體格の者を捜し求めて、之れを楚王に進めたること、甚だ衆かりしかど、遂に子なかりけり、折りから、趙の人の李園といふ者、其の妹を楚王に進めて妾たりしむと思ひしが、其の子を生むに宜しからざる體格なる由を聞き込みて、たとひ楚王に進めたりとも、久しくなりて寵愛を失はむことか掛念せり、さりながら、李園は、胸に一物あれば、先づ春申君に妾公して、舍人とならむことを請ひ求めて、首尾よく奉公住みせり、已にして、何日には立ち戻らるべしといふことを告げて、郷里へ歸りて、殊更に其の期限を取り外して、遅くなりて、立ち戻りて、謁見せしかば、春申君李園に其の手間取りたる様子尋ねしに、李園對へて曰はく、「此の程、齊王より使者を差し向けられて、臣が妹を御殿へ上げよと所望せられたれば、臣は、其の使者と酒を飲み、色々の相談をしたるが故に、歸參の期限を取り外して、遅くなりぬ」と、春申君之れに心を動かされて曰はく、「さすれば、齊王よりの結婚の禮物は、最早手に入りたりや」と、李園對へて曰はく、「まだそれまでには運ばぬなり」と、春申君の曰はく、「其の妹を一見することを得べきか」と、李園の曰はく、「宜し」と、是に於て、李園其の妹を進めしに、忽ち春申君に寵幸せられたり、而して、其の子を生むに宜しからざる體格なりとの噂と違ひて、程なく腹に子を宿したり、李園其の身重になりたることを知りて、心の中に喜びて、其の妹と共に、楚王に取り入る相談をせり。

園女弟承間、以說春申君曰、楚王之貴幸君、雖兄弟不如也、今君相楚二十餘年、而王無子、即百歲後、將更立兄弟、則楚更立君後、亦各貴其故所親、君又安得長有寵乎、非徒然也、君貴用事久、多失禮於王兄弟、兄弟誠立、禍且及身、何以保相印江東之封乎、今妾自知有身矣、而人莫知、妾幸君未久、誠以君之重、而進妾於楚王、王必幸妾、妾賴天有子男、則是君之子為王也、楚國盡可得、孰與身臨不測之罪乎、

【承間】……手透きの折りを伺ふなり、「百歳後」……人の壽命は、凡そ百歳なれば、百歳の後には、死後のことなり、「非徒然也」……但し此の如きのみにはあらずるなりといふことなり。
 李園の妹は、兄の入れ智恵を承知して、春申君の手透きの折りを伺ひて、春申君に説きて曰はく、「楚王の尊君を貴重愛幸せらるること、是、親身の兄弟といへども及ばぬ程なり、今、尊君は、楚の國に宰相たること二十餘年にして、楚王には子なければ、若し楚王の百歳の死後

になりたらば、代はり、其の兄弟を跡目に立てらるゝならむ、楚に於て、代はり、其の國君を立てたる後は、今日尊君の楚王に貴重せらるゝやうに、其の國君も亦其の以前より尊君にせる人々を貴重せらるゝならむ、さすれば、尊君は、又何とて長く寵愛を受けらるゝことを得べき、但し此の如きのみにはあらずるなり、尊君は、身分も高貴にして、楚國の政事を扱はるゝこと久しくして、其の間に、多く禮儀を楚王の兄弟に失ひ缺かれたれば、其の兄弟の誠跡目に立たるゝこと、ならば、禍害御身に追ひ付かむ、何をもちて宰相の印章と江東の封土とを保たるべき、今、妾は、自ら懐妊したることを心付きたれど、外には誰れも心付きたる者なし、且つ妾が尊君に寵幸せらるゝこと、また久しからざれば、誠に尊君の重き威光をもち、妾を楚王に進められむには、楚王は、屹度妾を寵幸せらるゝならむ、其の時、妾は、天の助けに頼りて、男子を分娩することあらば、尊君の子は、楚王となりて、楚の國は、残らず御手に入るべし、之れを御身の何程といふ見留めの付かぬ重き罪過に臨まるゝ今日の境遇に比較せむには、孰れか宜しかるべき」と。
 春申君大然之、乃出李園女弟、謹舍、而言之楚王、楚王召入幸之、遂生子男、立為太子、以李園女弟為王后、

【謹舍】……別に館舎を設けて、大切に取扱ふなり。
 春申君之れを聞き、大に之れを尤なりとして、李園の妹に喉を遣りて、別に館舎を設けて、大切に取扱ひて、李園の妹の才智容貌の勝れたることを楚王に言上せしかば、楚王は、之れを宮中に召し入れて、寵幸せし程に、遂に男子を分娩せしかば、其の子を立て、太子とし、李園の妹を王后とせり。
 楚王貴李園、園用事、李園既入其女弟、立為王后、子為太子、恐春申君語泄而益驕、陰養死士、欲殺春申君、以滅口、而國人頗有知之者、春申君相二十五年、楚考烈王病、朱英謂春申君曰、世有母望之福、又有母望之禍、今君處母望之世、事母望之主、安可以無母望之人乎、

【母望】……此方より望むことなきなり。
 楚王李園を貴重したれば、李園政事を扱ひて、權勢を得たり、李園既に其の妹を宮中に入れて、立て、王后とし、其の子を太子として、本望を遂げれば、春申君の口先より、己れの密事の泄れ聞かえて、春申君の己れに對して益々驕り高ぶらむことを掛念して、内にて、命を惜まぬ勇士を養ひて、春申君を殺さしめて、其の舌の根を絶たむと思ひたり、而して楚の國內の人々の中には、頗る其の密事を心付きたる者もあり、春申君の宰相たること二十五年目に、楚の考烈王大病になりしに、春申君の食客の朱英といふ者、春申君に物語りして曰はく、「世

の中は、此方より望むことなき幸福あり、又此方より望むことなき禍害あり、今、貴君には、幸福禍害共、此方より望むことなき世の中に居たまひて、此方より望むことなき主君に事へられたれば、何とて此方より望むことなき人なるべき、屹度左様の人あらむ」と。

春申君曰、何謂母望之福、曰、君相楚二十餘年矣、雖名相國、實楚王也、今楚王病、且暮且卒、而君相少主、因而代立當國、如伊尹、周公、王長而反政、不即遂南面稱孤、而有楚國、此所謂母望之福也。

【南面】……人君の座位なり、解は、伍子胥の傳の北面の下に見えたり、【孤】……王侯の尊稱にして、措者といはむが如し、
【春申君の曰はく】、如何なる事をか、望み求むることなくして自然に來る禍害といふと、朱英の曰はく、「李園は、楚王の外戚となりたれど、國事を治むることを得ずして、一々貴君の機決を受けて、内々貴君を目的の如くに思ひたれば、貴君の爲めには仇敵なり、而して李園は、兵事國防の爲めにせずして、命を惜まぬ勇士を養へること、昨今のことにあれば、楚王若し卒去せられむには、李園は、屹度先づ宮中へ駆け込みて、權要の地位を待みて、貴君を殺して、密事を泄らす舌の根を絶つらむ、此の事を前に述べたる此方より望むことなき禍害とは申すなり」と。

春申君曰、何謂母望之禍、曰、李園不治國、而君之仇也、不爲兵、而養死士之日久矣、楚王卒、李園必先入據權、而殺君以滅口、此所謂母望之禍也。

春申君の曰はく、「如何なる事をか、望み求むることなくして自然に來る禍害といふと、朱英の曰はく、「李園は、楚王の外戚となりたれど、國事を治むることを得ずして、一々貴君の機決を受けて、内々貴君を目的の如くに思ひたれば、貴君の爲めには仇敵なり、而して李園は、兵事國防の爲めにせずして、命を惜まぬ勇士を養へること、昨今のことにあれば、楚王若し卒去せられむには、李園は、屹度先づ宮中へ駆け込みて、權要の地位を待みて、貴君を殺して、密事を泄らす舌の根を絶つらむ、此の事を前に述べたる此方より望むことなき禍害とは申すなり」と。

春申君曰、何謂母望之人、對曰、君置臣郎中、楚王卒、李園必先入、臣爲君殺李園、此所謂母望之人也、春申君曰、足下置之、李園弱人也、僕又善之、且又何至此、朱英知言不用、恐禍及身、乃去。

【殺之】……其の話しを見合はせよなり、
【春申君の曰はく】、「如何なる事をか、此方より望むことなき人といふと、朱英對へて曰はく、「貴君には、臣を楚王の宮殿の門戸を掌る郎中の役目に置きたまへ、楚王若し卒去せられむには、李園は、屹度先づ宮中へ駆け込みければ、臣は、貴君の爲めに、李園を殺さむ、此の事を前に述べたる此方より望むことなき人とは申すなり」と、春申君の曰はく、「先生足下、先づ其の話しを見合はせよ、李園は、柔弱なる人物なるが上に、僕又之れを如才なく待遇したれば、此の上には又何とて左様に無法なることを仕出だすべき」と、朱英已れの言葉の春申君に用ゐられざることを知りて、其問答の露顯して、身に災難の及ぶ來らむことを恐れて、楚の國を去りたり。

後十七日、楚考烈王卒、李園果先入、伏死士於棘門之内、春申君入棘門、園死士、俠刺春申君、斬其頭、投之棘門外、於是遂使吏盡滅春申君之家、而李園女弟初幸春申君、有身、而入之王、所生子者遂立、是爲楚幽王。

【棘門】……春申君の城門なり、【俠】……挾と通ず、左右より板挟みにするなり、
【其の後、十七日目に、楚の考烈王卒去せしに、李園は、朱英の先見の通り、果たして先づ宮中へ駆け込みて、兼ねて養ひ置きたる、命を惜まぬ勇士を養育する城の棘門の内に入りて、春申君は、斯くとも知らず、棘門へ入りたれば、李園の手下の命を惜まぬ勇士、左右より春申君を板挟みにして、刺し殺して、其の首を切りて、棘門の外へ投げ棄てたり、是に於て、遂に李園は、楚の役人をして、春申君の一家を盡くすを強らざ減ぼさしめて、之れを斷絶せしめたり、而して、李園の妹は、最初に春申君に寵幸せられて、其の腹に子を宿したるを、其の儘、楚王の宮中に差し入れたることなれば、其の生ゆる子は、遂に楚王の跡目に立てり、是れを楚の幽王とす。

陳代錫の曰はく、「遂生子男、立爲太子、以李園女弟爲王后……李園既入、其女弟立爲王后、子爲太子……而李園女弟初幸春申君、有身、而入之王、所生子者遂立……一事凡そ三たび之れを叙して、其の重複を厭はずと、
是歲也、秦始皇帝立九年矣、嫪毐亦爲亂於秦、覺夷其三族、而呂不韋廢、
【夷其三族】……其の父方と母方と妻の里方との三族を殘らざ滅せしむるなり、
是の歲は、秦の始皇帝の王位に立ちて、九年目なり、嫪毐も、亦内亂を秦に起こして、蓋顯して、其の父方と母方と妻の里方との三族を殘らざ滅せられて、宰相の呂不韋は、免職となりき。

【註】董份の曰はく、傳の後に復た不章の事を結びたるは、一時の事の偶々相同じきを見て、之れを歎じたるなり、文の妙は、正に此の處に在り、

太史公曰、吾適楚觀春申君故城宮室、盛矣哉、

【註】太史公春申君の事跡を論贊して曰はく、「吾れ先年楚の國へ往きて、春申君の元の城郭宮室を見物せしが、其の建築は、實に盛大なるものよ、

初春申君之說秦昭王、及出身遣太子歸、何其智之明也、

【註】最初に、春申君の秦の昭王に説きて、楚を伐つことを止めさせ、及び其の身を投げ出して、楚の太子を秦より歸國せしめたるは、何とて斯くまで其の智慧の明敏なるか、感服するに餘りあり、

後制於李園、旄矣、

【註】「旄」……處に同じ、老練するなり、

【註】後に至りて、ふとしたる迷ひより、李園に制御せられたるは、老練して、愚に歸りたるなり、

語曰、當斷不斷、反受其亂、春申君失朱英之謂邪、

【註】古語に曰はく、「決斷すべきことを決斷せざれば、反りて其の亂慮の禍を受く」と、此の語は、春申君の朱英の説を取り失ひて、聽き納れずして、小人の毒手に斃れたる類をいへるにや、

【註】被殺の曰はく、此の傳前に、春申君の智能をもて、楚を安んじて、封に與に就きたることを敘し、後に、春申君の奸謀をもて、楚を盜まむとして、身死に死して、天下の笑ひとなりたることを敘せり、情事を撰寫せるに、春申君は、殆ど兩端の人なり、太史公平原君に利令智昏と謂へり、余れ春申君に於ても亦云ふと、○陳仁綱の曰はく、孟嘗の傳に、魏子、馮驩あり、平原の傳に、毛遂あり、信陵の傳に、侯生、毛公、薛公あり、春申の傳に、朱英あり、皆賓客の雄なる者、四君の傳中に明見せり、光景人を動かす、

范雎蔡澤列傳第十九

范雎者、魏人也、字叔、游說諸侯、欲事魏王、家貧、無以自資、乃先事魏中

大夫須賈、須賈爲魏昭王使於齊、范雎從、留數月、未得報、齊襄王聞雎辯口、乃使人賜雎金十斤及牛酒、雎辭謝、不敢受、須賈知之、大怒、以爲雎持魏國陰事、告齊、故得此饋、令雎受其牛酒、還其金、

【註】「辭謝」……禮を述べて辭退するなり、

【註】范雎は、魏の國の人なり、字は叔といふ、諸侯の國々に游説して、魏王に奉公せむと思ひしかど、其の家貧乏にして、自ら魏王に謁見する程の支度を辨じ兼ねたれば、先づ魏の中大夫の須賈の家に奉公せり、折りから、須賈魏の昭王の爲めに、齊の國へ使者に往きたれば、范雎其の供をして、齊に逗留すること、數箇月になりたれど、まだ齊王より其の用向きの挨拶を得ずして滞在せり、齊の襄王范雎の辯口の雄なることを聞き及びて、人をして、范雎に十斤の金と牛酒とを賜はしめしに、范雎禮を述べて辭退して、如何様か押し付けられて、押し切りに受納せざりけり、然るに、須賈其の事を聞き知りて、大に怒りて、思ひけるやう、こは、范雎が魏の國の内密の事情を持ち出して、齊王の耳に入れたるが故に、此の饋物を手に入れたるなりと、斯く邪推して、范雎をして、折角の賜物なれば、無下に戻すは失禮なればとて、其の牛肉と酒とだけを受納せしめて、其の金を返却せしめたり、

既歸、心怒雎、以告魏相、魏相、魏之諸公子、曰、魏齊、魏齊大怒、使舍人答擊雎、折脅摺齒、雎佯死、卽卷以簀置廁中、賓客飲者、醉更溺雎、故僂辱以懲後、令無妄言者、雎從簀中謂守者曰、公能出我、我必厚謝公、守者乃請出、棄簀中死人、魏齊醉曰、可矣、范雎得出、後魏齊悔、復召求之、魏人鄭安平聞之、乃遂操范雎亡伏匿、更名姓曰張祿、

【註】「折脅」……肋骨を折るなり、「摺齒」……齒を挫くなり、「佯」……詐るなり、「實」……益なり、「溺」……小便を仕掛くるなり、「僂辱」……辱も、辱むるなり、「擿」……連れ出すなり、

【註】須賈既に齊より歸りて、心の中に范雎の事を怒りて、魏の宰相に語り告げたり、魏の宰相は、魏王の公子の一人にして、魏齊といふ、魏齊之れを聞き、大に怒りて、舍人をして、掃切れにて范雎を擿たしめて、肋骨を折り、齒を挫きたれば、范雎苦痛に堪へ兼ねて、詐りて死にたる眞似をせしに、卽座に之れを竹筵に捲き込みて、便所の中に置きたれば、其の座に居合はせたる賓客の酒を飲みたる者、酔ひに酔ひて、代

はりんに范雎の死に小便を仕掛けて、恥辱を興へて、後日の懲らしめにして、國の密事を安りに口外する者なからしめたり。范雎人なき時を窺ひて、竹筵の中より、其の番人に物語りして曰はく、「貴公能く我れを此の場より出だし呉れなば、我れ屹度手厚く貴公に謝禮せむ」と、番人之れを承知して、竹筵の中の死人を出だし棄てたしと請ひたるに、魏齊酒に酔ひて曰はく、「宜し」と、此の御陰にて、范雎外へ出づることを得たり、其の跡にて、魏齊范雎の死なざることを知りて、之れを棄てさせたることを悔いて、宦者之れを召し求めたれば、魏の人の鄭安平といふ者、之れを聞き及びて、氣の毒に思ひて、遂に范雎を連れ出して逃亡して、人に知られぬ處に匿れ伏したれば、范雎は、其の姓名を取り變へて、張祿と名乗りて、世を忍びたり。

○大史公の略せるなむむかど、○後稷隆の曰はく、此に更な名姓曰張祿とあるは、蓋し後の秦魏曰張祿、而魏不知の爲めの根本なり、以下仍は范雎といへるは、大史公の筆なりと。

當此時、秦昭王使、謁者王稽於魏、鄭安平詐爲卒、侍王稽、王稽問、魏有賢人可與俱西游者乎、鄭安平曰、臣里中有張祿先生、欲見君、言天下事、其人有仇、不敢晝見、王稽曰、夜與俱來、鄭安平夜與張祿見王稽、語未究、王稽知范雎賢、謂曰、先生待我於三亭之南、與私約而去。

此の時に當たりて、秦の昭王謁者の役の王稽をして、魏に使ひせしめしに、鄭安平詐りて兵卒となりて、王稽の側侍坐せり、王稽鄭安平に尋ねて曰はく、「魏の國には、賢人の拙者と一所に西の方兼へ漫遊すべき者ありや」と、鄭安平の曰はく、「臣が郷里の中に、張祿先生といふ者ありて、貴君に謁見して、天下の形勢の事を御話し申したく思ひて居れり、さるなり、其の人は、仇讎ありて、附け親はれたれば、押し切りにて、晝の間に謁見せられぬなり」と、王稽の曰はく、「さうば、夜中に同行して來れ」と、鄭安平心得て、夜中に張祿と共に、王稽に而會せしに、張祿の話のまだ究りぬ中に、王稽早くも范雎の賢才あることを知りて、之れに物語りして曰はく、「先生我れを魏の國境の立て場の三亭に待ち合はされよ、歸國の節に同伴せむ」と、斯く相對にて内約して、范雎は、其の旅館を退き去れり。

王稽辭魏去、過載范雎入秦、至湖關、望見車騎從西來、范雎曰、彼來者爲誰、王稽曰、秦相穰侯東行、縣邑、范雎曰、吾聞穰侯專秦權、惡內諸侯客、

此恐辱我、我寧且匿車中。

王稽は、使者の用事も済みければ、魏王に暇乞ひして、魏の都を立ち去りて、三亭に立ち寄りて、待ち合はせたる范雎を己れの馬車に載せて、秦の境へ入りて、湖關まで至りしに、遂に遠く馬車騎馬の西より來るを見受けられたれば、范雎の曰はく、「彼の大勢の供を連れて來れる者は、何なるか」と、王稽の曰はく、「こは、秦の宰相なる穰侯の魏舟の東の方へ向ひて、秦の配下の縣邑を見廻るなり」と、范雎の曰はく、「吾れ穰侯といふ人は、秦の權勢を自儘にして、諸侯の國の實客を受け入る、ことを惡み嫌へりと聞き及びたれば、此の人の我れに恥辱を興へむことを恐る、なり、我れ此の人に見答められて、恥辱を受けむよりは、寧ろ暫く此の馬車の中に匿れ忍ばむ」と。

有頃、穰侯果至、勞王稽、因立車而語曰、關東有何變、曰、無有、又謂王稽曰、謁君得無與諸侯客子俱來乎、無益、徒亂人國耳、王稽曰、不敢、卽別去。

穰侯は、使者の用事も済みければ、魏王に暇乞ひして、魏の都を立ち去りて、三亭に立ち寄りて、待ち合はせたる范雎を己れの馬車に載せて、秦の境へ入りて、湖關まで至りしに、遂に遠く馬車騎馬の西より來るを見受けられたれば、范雎の曰はく、「彼の大勢の供を連れて來れる者は、何なるか」と、王稽の曰はく、「こは、秦の宰相なる穰侯の魏舟の東の方へ向ひて、秦の配下の縣邑を見廻るなり」と、范雎の曰はく、「吾れ穰侯といふ人は、秦の權勢を自儘にして、諸侯の國の實客を受け入る、ことを惡み嫌へりと聞き及びたれば、此の人の我れに恥辱を興へむことを恐る、なり、我れ此の人に見答められて、恥辱を受けむよりは、寧ろ暫く此の馬車の中に匿れ忍ばむ」と。

范雎曰、吾聞穰侯智士也、其見事遲、鄉者疑車中有人、忘索之、於是范雎下車走、曰、此必悔之行、十餘里、果使騎還索車中、無客、乃已。

范雎は、穰侯の去りたるを見て曰はく、「吾れ穰侯は智士なりと聞き及びたるが、其の事を見ること存外に通鑑なり、先刻此の馬車の中に匿れたる人あらむかと疑ひながら、之れを捜索することを忘れたり」と、是に於て、范雎馬車より下りて、駈け走りて曰はく、「穰侯は、屹度馬車の中を捜索せざりしことを後悔するなりむ」と、斯くて、行くこと十里餘りになりたる頃に、果たして、穰侯騎馬の者をして、立ち戻りて、車の中を捜索せしめしに、匿れたる客人なかりしかば、其の儘にして、事済みぬ。

王稽遂與范雎入咸陽，已報使，因言曰：「魏有張祿先生，天下辯士也。曰：『秦王之國危於累卵，得臣則安然，不可以書傳也。』臣故載來，秦王弗信，使舍食草具，待命歲餘。」

【累卵】……鳥の卵を積み重ねるなり。【草具】……粗末なる膳部なり。
【張祿】王稽遂に范雎と共に咸陽の都へ入りて、已に使者の用事を秦王に復命したれば、其の序いでをもて、言上して曰はく、「魏の國に張祿先生といふ者ありて、天下第一の能辯の士なり、其の言葉に曰はく、『秦王の國の形勢は、鳥の卵を積み重ねたるよりも危くして、今にも轉覆せむばかりなり、さりながら、若し臣が身を手に入れて、政事を相談せしむれば、安泰ならむ』と、張祿先生の言葉は、此の如くなれど、書面にては、申し通じ兼ねたれば、臣此の證書をもて、已れの馬車に載せたり」と、秦王之れを聞きて、其の話しを信用せずして、范雎を下宿に置きて、粗末なる膳部を食はしめられたれば、范雎其の儘秦に滞在して、秦王の御召しを待つこと、一年餘りになりぬ。

當是時，昭王已立三十六年，南拔楚之郢，郢，楚懷王幽死於秦，秦東破齊，滑王常稱帝，後去之，數困三晉，厭天下辯士，無所信。

【幽死】……押し込められて死ぬるなり。【常】……嘗と通ず。
【郢】是の時に當たりて、秦の昭王は、已に王位に立ちて、三十六年になりぬ、南の方は、楚の郢と郢との地を奪り取れて、楚の懷王は、秦の都に押し込められて死去せり、秦は、又東の方は、齊の滑王を攻め破り、嘗て一たび帝號を唱へしが、其の後、之れを除き去れり、秦は、此の如く、楚と齊とはは勝ちたれど、度々韓、魏、趙の三晉の爲めに困難せしかば、天下の諸侯の辯士を厭ひ嫌ひて、信用することなかりけり。
【後】後世の曰はく、嘗て是の一段は、上を承けて下を起す詞にして、一篇の議論此に本づけり。

穰侯、華陽君、昭王母宣太后之弟也，而涇陽君、高陵君、皆昭王同母弟也，穰侯相，三人者更將，有封邑，以太后故，私家富重於王室。

【同母弟】……同腹の弟なり。
【又】又秦の國內の事情はといふに、穰侯と華陽君とは、昭王の母の宣太后の弟なり、而して涇陽君と高陵君とは、皆昭王の同腹の弟なり、穰侯は、宰相たり、華陽君と涇陽君と高陵君との三人は、代はりくく將軍たり、皆銘々に莫大の封邑あり、宣太后の肉縁の證書をもて、此の四人の私家の富みは、秦の王室よりも厚かりき。

及穰侯爲秦將，且欲越韓、魏而伐齊，綱壽欲以廣其陶封，范雎乃上書曰：「臣聞明主立政，有功者不得不得賞，有能者不得不得官，勞大者其祿厚，功多者其爵尊，能治衆者其官大，故無能者不敢當職焉，有能者亦不得蔽隱，使以臣之言爲可，願行而益利其道，以臣之言爲不可，久留臣，無爲也。」

【穰侯】穰侯の秦の將軍となるに及びて、韓、魏の兩國を通り抜けて、齊の綱壽の地を伐ちて、己の兼ねて所領せる定陶の知行を廣めたしと願ひたり、范雎此の機に乗じて、秦王に取り入りしむと思ひて、書面を差し上げて曰はく、「臣が兼ねく、聞き及ぶたはるには、賢明なる人主の政事を立て行ふには、國家に手柄ある者には、穰侯を與へざることを得ず、其の身に才能ある者には、官職を授けざることを得ず、骨折りの大なる者は、其の食祿も厚く、手柄の多き者は、其の爵位も尊く、能く衆人を治むる者は、其の官職も大なり、されば、其の身に才能なき者は、押し切りに官職に當り事務を執らざり、其の身に才能ある者も、亦隠蔽して引き留ることを得ずとなり、されば、臣が言葉を以て宜しと思し召されむには、之れを實地に行ひて、益々其の仕方を利用したまはむことを願ふなり、若し又臣が言葉を宜しからずと思し召されむには、久しく臣を引き留め置きたまふとも、臣は何等の御用にも立つまじ。

語曰：「庸主賞所愛，而罰所惡，明主則不然，賞必加於有功，而刑必斷於有罪，今臣之胷不足，以當樞實，而要不足，以待斧鉞，豈敢以疑事嘗試於王哉？雖以臣爲賤人，而輕辱，獨不重任，臣者之無反復於王邪？」

【當樞實】……罪人を罰切りにする處に據らるるなり。【反復】……腰と通ず。【斧鉞】……斧は、をのなり、鉞は、まさかりなり、小さきを斧といひ、大なるを鉞といふ。【嘗試】……嘗も、試みるなり。【任】……身を保證するなり。【王稽】……王稽を指す。【反復】……返るなり。
【古語】に曰はく、「凡庸なる人主は、己れの愛し好める者に穰侯を與へて、己れの惡み嫌むる者に刑罰を加ふれど、賢明なる人主は、さにあらずして、穰侯は、屹度手柄ある者に加へて、刑罰は、屹度罪過ある者に決断するなり」と、今、臣が胸は、罪人を罰切りにする處に據らるるに足らず、臣が腰は、罪人を切る斧鉞を待ち受くるに足らぬ、敢て身なれども、いかで押し切りに疑はしき事柄をもて、大王を試み

執賓主之禮，范雎辭讓。

【義渠之奉命】……義渠は、西戎の國の名なり、是れより以前に、秦は、此の國を取りて縣とし、其の君をもて臣とせしが、是に至りて、義渠の戎王、宣太后と通じて、二人の子まで遊へたれば、宣太后其の不都合を採り消さむとて、計略を設けて、戎王を甘泉に殺して、遂に軍兵を差し向けて、義渠を攻め滅ぼしたり、是れ義渠の事件の火急なるなり、【請太后】……太后の指擲を請ふなり、【闕然不敏】……惘然として慙むべき運命なる身なり、

昭王近習の小姓と押し問答せる場所に出で來りて、范雎は、秦の國には、太后と穉侯との外に、是れ憚るべき者なしと言ひ、近習の小姓は、早く此の場を立ち去れと言ひて、互に争論せることを聞き込みて、心の中に怪みながら、遂に范雎を御殿の奥へ案内して、先づ詫びて曰はく、「拙者は、自身に面會して、先生の救命を受けねばならずと思ひたること、久しき以前よりなれど、折り辱しく、丁度義渠の事件を處分すること火急にして、拙者は、朝夕自ら太后の指擲を請ひて、少しも手遅きなかりしを、延引せしが、今日は、義渠の事件も、最早片付たれば、拙者は、始めて先生の救命を受けることを得たり、さて、内にて、已れを省みるに、誠に惘然として慙むべき運命なる身なれば、敬みて賓客と主人との禮式を執り行ひて、筵と先生の御膝しを承らむ」と、范雎昭王の下手に出でたるを見て、已れも驚駭蘇息せり、

是日觀范雎之見者，羣臣莫不洒然變色易容者。秦王屏左右，宮中虛無人，秦王隱而請曰：「先生何以幸教寡人？」范雎曰：「唯唯，有間。」秦王復隱而請曰：「先生何以幸教寡人？」范雎曰：「唯唯，若是者，三秦王隱曰：「先生卒不幸教寡人，邪？」范雎曰：「非敢然也。」

【洒然】……顔色様子の變はるさまなり、【屏】……遠くするなり、【有間】……暫く立つなり、

是の日、范雎の秦王に謁見せるを見物せる羣臣は、其の意外なるに驚きて、洒然として、顔色を變へ、様子を易へざる者なし、秦王左右の近臣を退けたれば、御殿の中は空室になりて、一人もなかりぬ、さて、秦王范雎と差し向ひになりて、兩膝を地に付けて、恭しく請ひて曰はく、「先生は、如何なる事をもて、幸に拙者に教へられむか」と、范雎の曰はく、「はい」と、暫く立ちて、秦王重ねて兩膝を地に付けて、恭しく請ひて曰はく、「先生は、如何なる事をもて、幸に拙者に教へられむか」と、范雎の曰はく、「はい」と、此のやうに、秦王は、三度まで丁寧に尋ねたれど、范雎は只「はい」と返事をすのみなりしかば、秦王最後は、兩膝を地に付けて、恭しく尋ねて曰はく、「先生は、遂に幸に拙者に教へられむか」と、是に於て、范雎始めて口を切りて曰はく、「決して左様なる歸けにてはあらぬなり、

【董仲舒の曰はく】、此の處、言はむと欲して言はず、最も妙なり、然れども、善く形容するにあらざれば、其の次序を見ること能はずと、

臣聞昔者呂尚之遇文王也，身為漁父，而釣於渭濱耳。若是者交疎也，已說而立爲太師，載與俱歸者，其言深也。故文王遂收功於呂尚，而卒王天下。鄉使文王疎呂尚而不與深言，是周無天子之德，而文武無與成其王業也。今臣羈旅之臣也，交疎於王，而所願陳者，皆匡君之事，處人骨肉之間，願効愚忠，而未知王之心也。此所以王三問而不敢對者也。

【董】……蓋なり、【羈旅之臣】……他國の渡り者なり、【匡】……正すなり、

臣が兼ねて聞き及びたるには、昔太公望呂尚の周の文王に遇ひたるときは、其の身漁父となりて、渭水の濱邊に釣りを垂れて居たるのみ、此のやうに冷淡なりしは、文王との交際の疎遠なるに因りてなり、已に文王に遇ひて、己れの意見を獻きたるに、文王感服したまひて、即座に之れを取り立て、太師の役として、車に載せて、一所に御殿へ歸りたまひしは、其の語しの深く立ち入りたるに因りてなり、されば、文王は、遂に國家を經營する大功業を呂尚の手より取り込みて、遂に天下に王となりたまへり、蓋に文王をして、呂尚を一個の漁父なりとして、疎遠にして、之れと共に深く立ち入りて話ししたまふことなかりしは、是れ周には天子の徳なくして、文王、武王は呂尚と共に其の王業を成就したまふことなかりしなり、今、臣は、他國の渡り者にて、其の交際は、大王に疎遠にして、陳述せむと願ふ事柄は、皆王君の過失を正し教はむとする情條なり、人の骨肉至親の間に立ち入りて、愚昧なる忠義を御目に掛けむと願へども、まだ大王の御心を知らざるなり、此れ大王の三度まで御尋ねありて、押し切りにて御對へ申さぬ難けなり、

【田藝術の曰はく】、秦王を動かすは、又此の數句に在り、只是れ帝王たらしむと欲するのみ、前書と相應ず、第一の要緊事なりと、

臣非有畏而不敢言也，臣知今日言之於前，而明日伏誅於後，然臣不敢避也。大王信行臣之言，死不足以爲臣患，亡不足以爲臣憂，漆身爲厲，被髮爲狂，不足以爲臣恥，且以五帝之聖焉而死，三王之仁焉而死，五伯之賢焉而死，烏獲、任鄙之力焉而死，成荊、孟賁、王慶忌、夏育之勇焉而死，死

者人之所**必不免也**、處**必然之勢**、可**以少有補於秦**、此臣之所**大願也**、臣**又何患哉**、

【杜】……逃亡するなり、(漢)身爲厲……厲は、痛と通ず、漆を身に塗りて、瘡病やみのやうになるなり、(被)髪爲狂……

……散らし髪になりて、氣違ひの真似をするなり、
臣は、畏れ憚ることありて、押し切りて御話し申さぬにはあらぬなり、臣は、今日之れを前に申し上げたれば、大王の御咎めを蒙りて、明日蒸戮に後伏せむことを承知せり、されども、臣は、押し切りて其の誅戮を避けざるなり、大王にして、信實に臣が言葉を行ひたまはば、死すとも、臣が心配とするに足らず、身の置き處なくして、逃亡すとも、臣が心配とするに足らず、昔の忠臣の如く、漆を身に塗りて、瘡病を發して、瘡病やみのやうになり、散らし髪になりて、氣違ひの真似をして、世を忍ぶとも、臣が恥辱とするに足らざるなり、しかのみならず、黃帝軒轅氏、顓頊高陽氏、帝堯高辛氏、帝堯陶唐氏、帝舜有虞氏の五帝の如き聖人にて、死ぬべき時には、やはり死に、夏の禹王、殷の湯王、周の文王、武王の三王の如き仁者にて、死ぬべき時には、やはり死に、齊の桓公、晋の文公、宋の襄公、秦の穆公、楚の莊王の五伯の如き賢者にて、死ぬべき時には、やはり死に、烏獲、任鄙の如き力士にて、死ぬべき時には、やはり死に、成荆、孟賁、王慶忌、夏育の如き勇士にて、死ぬべき時には、やはり死に、死にたれば、死といふことは、人の是非とも免れぬことなり、是非とも左様に成り行くべき勢ひに居て、死を覺悟して、少しなりとも秦の補益になることあらば、此れ臣が大に願ひ望むことなり、臣又何を心配すべき、

【杜】……長き一尺四寸にして、七つの穴ある横笛なり、
伍子胥は、楚の國を脱走して、身を底なき藁の中に藏して、荷物の中に入り、(積)首……頭を地に付けて、暫く止むるなり、(肉袒)……兩肌を脱ぎ

伍子胥藁載而出、昭關、夜行晝伏、至於陵水、無以餬其口、膝行蒲伏、稽首肉袒、鼓腹吹箎、乞食於吳市、卒興吳國、闔閭爲伯、使臣得盡謀、如伍子胥、加之幽囚、終身不復見、是臣之說行也、臣又何憂、箕子、接輿、漆身爲厲、被髮爲狂、無益於主、假使臣得同行於箕子、可以有補所賢之主、是臣之大榮也、臣有何恥、

【樂】……樂は、底なき藁なり、身を底なき藁の中に藏して、荷物の中に入り、(積)首……頭を地に付けて、暫く止むるなり、(肉袒)……兩肌を脱ぎ

【杜】……藁なるなり、(藁)……藁に同じ、向ふなり、
臣は、大王に忠義を盡くして、刑罰に處せられども、少しも遺恨に存せざれど、臣が大王の爲めに掛念することは、獨り臣が死にせし後に、天下の諸士の、臣が忠義を盡くして、其の身の死にせしを見て、それに懲りて、口を塞ぎて沈黙し、足を包みて歩行せず、秦の國へ向ひ來りて再び忠義を盡くすことを受け引く者なからむことを掛念するのみ、

【杜】……藁なるなり、(藁)……藁に同じ、向ふなり、
臣は、大王に忠義を盡くして、刑罰に處せられども、少しも遺恨に存せざれど、臣が大王の爲めに掛念することは、獨り臣が死にせし後に、天下の諸士の、臣が忠義を盡くして、其の身の死にせしを見て、それに懲りて、口を塞ぎて沈黙し、足を包みて歩行せず、秦の國へ向ひ來りて再び忠義を盡くすことを受け引く者なからむことを掛念するのみ、

臣之所**恐者**、獨**恐**、臣**死之後**、天下見**臣之盡忠而身死**、因**以是杜口裹足**、莫肯鄉**秦**耳、

足下上畏**太后之嚴**、下惑**於姦臣之態**、居**深宮之中**、不離**阿保之手**、終身**迷惑**、無**與昭姦**、大者**宗廟滅覆**、小者**身以孤危**、此臣之所**恐耳**、若**夫窮辱之事**、死亡之患、臣不**敢畏也**、臣**死而秦治**、是臣**死賢於生**、

【阿保】……阿は、倚るなり、保は、養ふなり、女の守り役なり、【昭】……明らかにするなり、
 【大王】……大王足下には、上は、太后の威嚴を畏れ憚りたまひ、下は、佞姦なる臣下の態度に惑ひたまひ、奥深き御殿の中に引き籠もりたまひて、女の守り役の手を離れたまはずして、生涯迷ひ惑ひたまひ、忠良なる臣下と共に、其の佞姦なることを明白にしたまひて、之れを處分したまふことなれば、其の禍大なるは、秦の宗廟國家は、滅亡轉覆せむ、其の禍小きならば、御身は、味方なき孤立となりて、危からむ、此れ臣が大王の爲めに掛念する所なるのみ、彼の困窮屈辱の事、死亡の心配の如きは、臣は、決して畏れ憚らざるなり、臣死亡して、秦の國治まらば、是れ臣が死亡は、生存よりも勝されりし、以上、范雎の言葉なり、

【范雎の曰はく】……末に窮辱の事、死亡の患、臣不救長也と言へり、窮辱は、即ち爲風爲狂なり、臣不救長也は、前の非有畏而不救言也に應じたり、字眼極めて關鍵ありし、○郭以覆の曰はく、末句振ひ起して勢ひありし、

秦王跽曰、先生是何言也、夫秦國僻遠、寡人愚不肖、先生乃辛辱至於此、是天以寡人、困先生、而存先王之宗廟也、寡人得受命於先生、是天所以幸先王、而不弃其孤也、先生柰何而言若是、事無小大、上及太后、下至大臣、願先生悉以教寡人、無疑寡人也、范雎拜、秦王亦拜、

【辟遠】……僻遠なり、【困】……困と通ず、汗し辱むるなり、
 【秦王范雎の言葉】……秦王范雎の言葉を聞いて、兩膝を地に付けて、恭しく請ひて曰はく、「先生何を言はる、ぞ、全體、秦の國は、僻遠の片田舎にして、拙者は、愚昧不肖なり、さるる、先生の幸に辱し、此の國に辱られたるは、是れ天が拙者をもて先生を汗し辱めて、種々なる厄介を掛けて、吾が先王の宗廟國家を保存せしめらる、なり、拙者の救命を先生に受くることを得たるは、是れ天が吾が先王に幸福を授けて、其の孤兒の拙者を見棄てられざるなり、さるる、先生如何にして左様なることを言はる、ぞ、吾が秦國の事は、大小の差別なく、上は、太后の事に及ぶまで、下は、朝廷の大臣の事に及ぶまで、願はくは先生の殘らず拙者に教へられむことを、拙者に疑念せらる、ことなく、何事も心置きなく告げられよ」と、范雎秦王の己れを信用したるを見て拜せしに、秦王亦范雎を拜せり、

范雎曰、大王之國、四塞以爲固、北有甘泉、谷口、南帶涇、渭、右隴、蜀、左關、阪、奮擊百萬、戰車千乘、利則出攻、不利則入守、此王者之地也、民怯於私鬪、而勇於公戰、此王者之民也、王并此二者、而有之、夫以秦卒之勇、車騎

之衆、以治諸侯、譬若馳韓盧、而搏蹇兔也、霸王之業、可致也、而羣臣莫當其位、至今閉關十五年、不敢窺兵於山東者、是穰侯爲秦謀不忠、而大王之計有所失也、

【韓盧】……韓の國の名を盧と呼べる黒犬なり、世に類ひなき速者なる犬なり、【搏】……捕ふるなり、【蹇兔】……足を病みたる兔なり、

【山東】……華山より東の方なり、
 【范雎更に脱き出で、曰はく】……大王の御國は、四方の險阻要害をもて、國の固めとし、北の方には、甘泉山と谷口とあり、南の方には、涇水と渭水とを帯びの如くに引き廻し、右には、隴と蜀とを控へ、左には、關と阪とを控へて、勇を奮ひて敵を撃つ士卒は、百萬あり、兵車の数は、千輛あり、味方に利益ありと見れば、出で、人の國を攻め、味方に利益なしと見れば、入りて己れの國を守る、是れ天下に王たる人の居るべき土地なり、其の人民は、一己の私事の闘争には、勇病にして、命を惜めども、國家の公事の闘争には、勇武にして、命を惜まず、此れ天下に王たる人に附くべき人民なり、大王には、此の土地と人民との二つを併せて所有したまへり、全體、秦の士卒の勇武なるを、兵車騎馬の衆多なるをもて、天下の諸侯を支配するは、譬へば、韓の國の盧と呼べる、世に類ひなき速者なる犬を驅り立て、足を病みたる兔を捕ふるが如く、弱者王者の事業、容易く成就せらるべきなり、さるる、秦の朝廷の羣臣は、一人として其の位に當たり、其の職に任じて、大王の事業を輔佐する者なく、今日まで、國境の關門を締め切らるること、十五箇年にして、押し切れて、兵を出だして、華山より東の方の列國を窺はざるは、是れ穰侯の秦の爲めに謀慮すること忠義ならずして、大王の計策に御手落ちあればなりし、

秦王跽曰、寡人願聞失計、然左右多竊聽者、范雎恐、未敢言、內先言外事、以觀秦王之俯仰、因進曰、夫穰侯越韓、魏而攻齊、綱壽、非計也、少出師、則不足以傷齊、多出師、則害於秦、臣意王之計、欲少出師、而悉韓、魏之兵也、則不義矣、今見與國之不親也、越人之國而攻、可乎、其於計疎矣、

【俯仰】……向背といはむが如し、【不義】……戰國策には、失義に作れり、義は、宜なり、失義は、宜しからぬなり、
 【秦王之れを聞きて】……兩膝を地に付けて、恭しく請ひて曰はく、「拙者願はくは計策の手落ちを聞かむことを」と、さりながら、左右に立ち聽きする者多かりしかば、范雎之れを掛念して、まだ押し切りに内部の事を言はずして、先づ外部の事を言ひて、秦王の向背を觀察せり、それによつて、座を満みて曰はく、「全體、穰侯の韓、魏の兩國を通り抜けて、齊の綱壽の地を攻めむとするは、計策を得たることにあらずるなり、

り、其の歸けは、少し軍勢を繰り出さば、其の力弱くして、齊を傷み破るに足らざらむ、さらばとて、多く軍勢を繰り出さば、其の國空しくなりて、秦に損害あらむ、されば、臣が考へては、大王の計策にては、己れは少し軍勢を繰り出して、韓、魏の兵を残らず繰り出さしめむと思し召さるゝならむ、果たして然らば、其の儀は、宜しかりぬなり、今、大王の仲間國の韓、魏の我れに親まざるを見ながら、其の親まざる人の國を通り抜けて、齊を攻むるは、宜しかりぬか、其の計策は疎漏なり、

且昔齊湣王南攻楚、破軍殺將、再辟地千里、而齊尺寸之地無得焉者、豈不欲得地哉、形勢不能有也、諸侯見齊之罷弊、君臣之不和也、興兵而伐齊、大破之、士辱兵頓、皆咎其王曰、誰爲此計者乎、王曰、文子爲之、大臣作亂、文子出走、故齊所以大破者、以其伐楚而肥韓、魏也、此所謂借賊兵、齎盜糧者也、王不如遠交而近攻、得寸則王之寸也、得尺亦王之尺也、今釋此而遠攻、不亦繆乎、

【譯】……聞と通ず、開くなり、【稱弊】……疲弊なり、【領】……領するなり、【文子】……暗に韓侯に比す、當體には、孟嘗君田文のことなりとあれど、孟嘗君の齊を去りしは、齊のまだ破れぬ前に在れば、此の文子は、別人ならむ、【實】……手渡しするなり、【繆】……誤るなり、【譯】……しかのみならず、昔、齊の湣王は、南の方楚の國を攻めて、其の軍勢を破り、其の大將の唐昧を殺して、二度までも土地を開き廣むること千里の廣さに及びたり、されども、齊は、僅に一尺一寸の土地をだにも手に入れたることなきは、いかで土地を手に入ること欲しむまざるが爲めなるべき、之れを欲し望みしことは山とせしむるに似せられて、之れを所有すること能はざりしなり、列國の諸侯は、齊の楚を攻めて、破弊して、其の君臣の和合せざるを見て、兵を興して、齊を伐ちて、大に之れを破りたれば、齊の將士は、敗軍の恥辱を受け、其の兵卒は、頓挫して、皆其の國王を責め咎めて曰はく、『何者か此の不都合なる計策をしたる』と、湣王の曰はく、『拙者の家來の文子、此の計策をせり』と、是に於て、齊の大内亂を起し、文子他國へ出で走り、されば、齊の大に破れし歸けは、其の楚を伐ちて、韓、魏の二國を肥やしたるをもてなり、此れ世間にて取り沙汰せる、我が身を害せむとする凶賊に刃物を貸し與へ、我が家に押し入りむとする盜人に糧米を手渡しするが如き仕方なり、大王には、齊の湣王の文子に類せられたる失敗を眞似たまはむより、手遠き國と親しく交はりて、手近き國を板挟みにして、攻めたまはむには如かじ、此のやうにせば、一寸の土地を手に入れたまは、實際に大王の一寸の土地を増すべく、一尺の土地を手に入れたまは、亦實際に大王の一寸の土地を増すべし、今、此の萬全なる手段を棄て置きて、手遠き國を攻めむとするは、亦誤まりたる計策ならざらむや、誤まりたる計策なるべし、

且昔者中山之國、地方五百里、趙獨吞之、功成名立、而利附焉、天下莫之能害也、今夫韓、魏、中國之處、而天下之樞也、王其欲霸、必親中國、以爲天下樞、以威楚、趙、楚彊則附趙、趙彊則附楚、楚、趙皆附、齊必懼矣、齊懼必卑、辭重幣以事秦、秦附而韓、魏因可虜也、

【譯】……樞要なり、【譯】……しかのみならず、昔、中山の國は、土地の廣さ五百里四方ありけるが、趙の武靈王、獨り此の國を併吞して、功業成就し、名譽成り立ち、利益附き生じて、天下の諸侯之れを能く妨害することなかりき、今、夫れ韓、魏の兩國は、中央の國土の場所にして、天下の樞要なり、大王にして、列國の諸侯の旗頭とならむと思し召したまは、是非とも此の中央の國土に親み交はりて、天下の樞要となりて、楚と趙とを成し付けたまへ、楚の方強くして、手に附け難くば、先づ趙の方を手に附けたまへ、趙の方強くして、手に附け難くば、先づ楚の方を手に附けたまへ、楚も、趙も、皆手に附かば、齊は、屹度秦を懼るゝならむ、齊にして秦を懼れば、屹度口上を棄下し、進物を手重くして、秦に臣とし事ふるならむ、齊にして秦の手に附かば、韓、魏の君臣は、其の勢ひに因りて、何の苦もなく、生け捕りとなるべし』と、以上、范雎の言なり、

昭王曰、吾欲親魏久矣、而魏多變之國也、寡人不能親、請問親魏奈何、對曰、王卑詞重幣以事之、不可、則割地而賂之、不可、因舉兵而伐之、王曰、寡人敬聞命矣、乃拜范雎爲客卿、謀兵事、卒聽范雎謀、使五大夫綰伐魏、拔懷、後二歲、拔邢丘、

【客卿】……客分の稱なり、【五大夫】……秦の爵の名なり、【譯】……昭王の曰はく、『吾れ魏の國に親み交はりたく思ひたること久しけれど、魏は、變化多くして、當てにならぬ國なれば、拙者は親み交はること能はず、魏に親み交はるには、如何様にせば宜しかりむ、先生の手段を承りたし』と、范雎對へて曰はく、『大王には、先づ口上を棄下し、進物を手重くして、魏に事へたまへ、それにて思はしからずば、土地を割きて、之れに賂ひたまへ、それにて思はしからずば、兵を舉げて、之れを伐ちたまへ』と、昭王の曰はく、『拙者は、敬みて先生の教命を受けむ』と、是に於て、范雎に客分の稱を拜命せしめて、戰爭の事を相談せしが、遂に范雎の謀計を聽き納れて、五大夫の綰をして、魏を伐たしめたれば、范雎は、魏の懷の地を奪り取りたり、其の後二箇年立ち

て、又邢丘の地を乗り取りたり、

客卿范雎復説昭王曰、秦、韓之地形、相錯如繡、秦之有韓也、譬如木之有蠹也、人之有心腹之病也、天下無變則已、天下有變、其爲秦患者、孰大於韓乎、王不如收韓、

【相錯如繡】……互に入り組むこと、繡の模様の如きなり、【蠹】……樹木の心を食ふ蟲なり、

【客卿】客分の卿の范雎、重むて昭王に説きて曰はく、「秦と韓との兩國の地形は、互に入り組むこと、繡の模様の如し、秦の韓あるは、譬へば、樹木の心を食ふ蟲あるが如く、人の身體に胸腹の病氣あるが如し、天下に異變なくして、平穩ならば、それまでならむ、萬一天下に異變あらば、其の秦の患者をせむ者は、いづくの國か韓より大なるべき、韓に増したる大患なからむ、大王には、韓を手に附けたまはむに如かじ」と、

昭王曰、吾固欲收韓、韓不聽、爲之柰何、對曰、韓安得無聽乎、王下兵而攻滎陽、則鞏成阜之道不通、北斷太行之道、則上黨之師不下、王一興兵而攻滎陽、則其國斷而爲二、夫韓見必亡、安得不聽乎、若韓聽、而霸王事因可慮矣、王曰、善、且欲發使於韓、

【昭王の曰はく】「吾れ、言ふまでもなく、韓を手に附けたく思へども、韓の方にて承知せずば、之れを如何様によせば宜しからむ」と、范雎對へて曰はく、「韓は、何とて大王の仰せを承知することなきを得べき、大王兵を押し下して、韓の滎陽を攻めたまはば、韓の鞏と成阜との道路交通せざらむ、又北の方の太行の道路を断ち切られたまはば、韓の上黨の人衆押し下らざらむ、大王一たび兵を興として、滎陽を攻めたまはば、其の國中斷して、三つとなりむ、夫れ韓は、秦より攻められて、屹度滅亡せむことを見れば、何とて大王の仰せを承知せざることを得べき、若し韓にして大王の仰せを承知せば、大王の天下の韓侯に族類たる事業は、隨ひて謀慮せらるべし」と、昭王の曰はく、「至極尤なり」と、是に於て、昭王韓を韓へ出使せしめむと思ひたり、

范雎日益親、復説用數年矣、因請閒説曰、臣居山東、時聞齊之有田文、不

聞其有王也、聞秦之有太后、穰侯、華陽、高陵、涇陽、不聞其有王也、夫擅國之謂王、能利害之謂王、制殺生之威之謂王、今太后擅行不顧、穰侯出使不報、華陽、涇陽等擊斷無諱、高陵進退不請、四貴備而國不危者、未之有也、爲此四貴者下、乃所謂無王也、然則權安得不傾、令安得從王出乎、

【請閒】……手邊きの折りを伺ふなり、【能利害】……職國策には、能の下に專の字あり、【擅行不顧】……秦王に諮詢せずして、自儘に政事を執り行ふなり、【出使不報】……秦王に申し立てずして、使者を他國へ出だすなり、【擊斷無諱】……秦王に遠慮することなく、人を刑罰するなり、【進退不請】……秦王に申し請はらずして、其の身を進退するなり、【四貴】……穰侯と華陽君と涇陽君と高陵君との四人の貴人なり、

【范雎日増しに益々昭王に親まれて、又其の蔽の昭王に用ゆること、數年になりたれば、最早内部の事を言ひても大丈夫なりと思ひたり、それに就きて、昭王の手邊きの折りを伺ひて、假き出で、曰はく、「臣華山より東の方の列國に居りし時、齊には、孟嘗君の田文あることを聞き及びたれど、其の國王あることを聞き及びざりき、又秦には、太后と穰侯と華陽君と高陵君と涇陽君とあることを聞き及びたれど、其の國王あることを聞き及びざりき、全體、國の政事を自儘にする者を國王と謂ひ、能く利益と損害との處置を專らにする者を國王と謂ひ、人を生かす成光を切り盛りする者を國王と謂へり、然るに、今、太后は、大王に諮詢せずして、自儘に政事を執り行ひたまひ、穰侯は、大王に申し立てずして、使者を他國へ出だし、華陽君、涇陽君等は、大王に遠慮することなく、人を刑罰し、高陵君は、大王に申し請はらずして、其の身を進退せり、此の穰侯と華陽君と涇陽君と高陵君との如き四人の貴人備はりて、國王を輕蔑して、其の國の危かざる者は、曾より、其の例あらぬなり、大王には、此の四人の貴人の下に居たまへば、臣が只今申したる、秦には國王なきなり、此のやうなる有様なれば、大王の權勢は、何とて傾かざることを得べき、大王の命令は、何とて御手元より出づることを得べき、大王の權勢の立ちて、大王の命令の御手元より出でむことは、思ひも寄らぬことなり、

臣聞善治國者、乃內固其威、而外重其權、穰侯使者操王之重、決制於諸侯、剖符於天下、政適伐國、莫敢不聽、戰勝攻取、則利歸於陶國、弊御於

諸侯戰敗，則結怒於百姓，而禍歸於社稷。

【使者】……事を用おしむる者なり、重役の者をいふ、操……扱むといはむが如し、小脇に搦り込むなり、(制符於天下)……秦の國に出入りする使者の證據の制符を天下の諸侯に配分するなり、(政)……敵を征するなり、(弊)……弊は、斷ずるなり、御は、制するなり、諸侯を主所制御するなり、

【臣が兼ぬ】……聞き及びたるには、上手に國を治むる者は、自國の内には、其の威光を堅固にし、自國の外には、其の權勢を重くすとなり、然るに、諸侯の重役の者、大王の重き威勢を小脇に搦り込みて、物事の切り盛りを列國の諸侯に決斷し、秦の國に出入りする使者の證據の制符を天下の諸侯に配分し、敵を征し、國を伐つことをさへ、押し切りに取り扱はざることをなし、人の國と戦ひて勝ち、人の國を攻めて取れば、其の利益は、諸侯の所領の國に歸して、諸侯を主所制御せり、人の國と戦ひて敗るれば、上を怨む心を秦の百姓に結ばしめて、其の禍害は、大王の社稷國家に歸せり、

詩曰、木實繁者、披其枝、披其枝者、傷其心、大其都者、危其國、尊其臣者、卑其主、崔杼、淖齒、管、射、王股、擢、王筋、懸之於廟梁、宿昔而死、李兌、管、趙、囚、主父於沙丘、百日而餓死、今臣聞秦太后、穰侯用事、高陵、華陽、涇陽、佐之、卒無秦王、此亦淖齒、李兌之類也、

【詩】……逸詩なり、(披)……開くなり、裂くなり、(管)……幹なり、(擢)……拔くなり、(宿夕)……一夜なり、(主父)……趙の武靈王自ら主父と號す、

【詩經に漏れたる逸詩に曰はく】……木の實の多く附きたる者は、其の枝を裂く、其の枝を裂く者は、其の幹を傷ふ」と、之れと同じく、其の臣下の部邑を廣くする者は、其の主君の國土を危くし、其の臣下の身分を尊くする者は、其の主君の威光を卑くするなり、其の證據には、昔、崔杼と原穀とは、齊の政事を管掌して、崔杼は、齊の莊公の股を射、原穀は、齊の湣王の筋を擢きて、之れを宗廟の梁の上に懸けたれば、二君は、孰れも一夜の中に死にき、又李兌は、趙の政事を管掌して、主父を沙丘に生け捕りたれば、主父は、百日目に餓えて死にき、是れ皆臣下を餘りに重く用お過ぎたる過失なり、今、臣は、秦の太后、穰侯、主として事を取り扱ひ、高陵君、華陽君、涇陽君、之れを輔佐して、秦には遂に國王なしと聞き及びたり、此れも亦齊の淖齒と趙の李兌との類なり、

且夫二代所以亡國者、君專授政、縱酒馳弋、聘獵、不聽政事、其所授者、

妬賢嫉能、御下蔽上、以成其私、不爲主計、而主不覺悟、故失其國、今自有秩以上、至諸大吏、下及王左右、無非相國之人者、見王獨立於朝、臣竊爲王恐、萬世之後有秦國者、非王子孫也、昭王聞之、大懼曰、善、

【秦酒】……飲酒に耽るなり、(馳)……馬を馳せて、鳥を射るなり、(弋)……矢に絲を繫ぎて、鳥を射止めて、引き寄する仕方なり、(聘獵)……馬を馳せて、獸を獵るなり、(有秩)……田圃の大夫の其の官儀に秩ある者をいふ、(大吏)……左右中更以上の吏となる者をいふ、

【し】……しのかのみならず、公、卿、大夫、士、の三代の間に、國を滅亡せし者の仔細を尋ねるに、其の國君は、専ら大臣重役に政事を授けて、其の身飲酒に耽り、或は馬を馳せて、鳥を射、或は馬を馳せて、獸を獵りて、自ら政事を聽くことなく、其の政事を授けられたる者は、賢才ある者を妬み、能ある者を嫉みて、其の出世を妨げ、己れの配下を巧みに制御し、君上の親視を掩ひて、何事をも知らしめずして、其の身の慾望を成就し、主君の爲めには、毛頭利益あることを計らざれど、主君は、之れを心付かぬが故に、其の國を失ひしなり、今、秦にては、田圃の大夫の其の官儀に秩ある者より以上、左右中更以上の吏となる者に至り、下は、大王の左右の近臣に及ぶまで、相國の穰侯の手より出でたる人にあらずる者なければ、大王には、一人の味方なくして、獨り淋しく朝廷に立ち、其の言を拜見せり、臣は、内と大王の爲めに、萬世の後、秦の國を所有せむ者は、大王の御子孫にあらずして、穰侯の子孫ならむことを恐るゝなり」と、以上、范雎の言葉なり、昭王之れを聞き、大に懼れて曰はく、「至極尤なり」と、

於是廢太后、逐穰侯、高陵、華陽、涇陽君於關外、秦王乃拜范雎爲相、收穰侯之印、使歸陶、因使縣官給車牛、以徙、千乘有餘、到關、關閱其寶器、寶器珍怪、多於王室、

【是に於て】……昭王太后を廢し、穰侯、高陵君、華陽君、涇陽君を咸陽の都の關門の外へ放逐し、范雎に宰相の官を拜命せしめ、穰侯の相國の印章を廢り上げて、定陶の領地へ歸らしめたり、それに就きて、地方の縣官をして、穰侯の家財道具を運送する爲めに、車と牛とを給與せしめて、其の在所へ引き移らしめたるが、其の荷車の數は、千輛餘りに及びたり、斯くて、荷物は、都外れの關所まで到着したれば、關所の番人、其の寶物を檢閲せしに、世に珍らしき不思議なる品々、秦の王室の寶藏に在る者よりも多かりけり、

秦封范雎以應、號爲應侯、當是時、秦昭王四十一年也、

【秦は、范雎を應の地に封じて、號して應侯とせり、是の時、秦の昭王の四十一年に當たり、

范雎既相秦、秦號曰張祿、而魏不知、以爲范雎已死久矣、魏聞秦且東伐韓、魏使須賈於秦、

范雎聞之、爲微行、敝衣閒步之邸、見須賈、須賈見之而驚曰、范叔固無恙乎、范雎曰、然、須賈笑曰、范叔有說於秦邪、曰、不也、雎前日得過於魏相、故因逃至此、安敢說乎、須賈曰、今叔何事、范雎曰、臣爲人庸賃、須賈意哀之、留與坐飲食、曰、范叔一寒如此、此哉、乃取其一綈袍以賜之、

范雎既に秦の宰相となりけるが、秦にては、其の變名の張祿をもて通用したれば、魏の國にては、其の范雎なることを知らずして、范雎は、最早死去せしこと久しき以前の事なりと思ひたり、折りから、魏王は、秦の程なく東の方魏を伐たむとする由を聞き込みて、和談を請ひて、其の兵難を免れむとて、中大夫の須賈を使者として、秦の國へ差立してたり、

范雎聞之、爲微行、敝衣閒步之邸、見須賈、須賈見之而驚曰、范叔固無恙乎、范雎曰、然、須賈笑曰、范叔有說於秦邪、曰、不也、雎前日得過於魏相、故因逃至此、安敢說乎、須賈曰、今叔何事、范雎曰、臣爲人庸賃、須賈意哀之、留與坐飲食、曰、范叔一寒如此、此哉、乃取其一綈袍以賜之、

范雎より須賈の來れる由を聞きて、忍びて行きて、破れたる著物を纏ひて、人に知られぬやうに、抜け道をして歩みて、須賈の旅館へ往きて、須賈に逢ひたれば、須賈之れを見て、驚きて曰はく、「范叔は、前より恙なかりしや」と、范雎の曰はく、「さなり」と、須賈笑ひて曰はく、「范叔は、秦に來りて、自分の意見を説きたることありや」と、范雎の曰はく、「否、已れは、前年、魏の宰相の咎めを蒙りしが故に、魏を逃亡して、此の地まで到着したることなれば、何とて押して自分の意見を説きなすべき」と、須賈の曰はく、「今、范叔は、何を仕事として居るぞ」と、范雎の曰はく、「臣は、此の地の人の爲めに雇はれて、實仕事をして、日よの壽命を樂きたり」と、須賈之れを氣の毒に思ひて、其の儘、旅館に引き留めて、對座して、飲み食ひせしめて、其の著物の破れたるを見て曰はく、「范叔は、極めて寒えたること、其のやうにまでなりたるか」と、斯く慰めて、持ち合はせたる一枚の粗末なる太織りの布子を取りて、范雎に寒み與へたり、

須賈因問曰、秦相張君、公知之乎、吾聞幸於王、天下之事、皆決於相君、今吾事之去留、在張君、孺子豈有客習於相君者哉、范雎曰、主人翁習知之、唯雎亦得謁、雎請爲君見於張君、須賈曰、吾馬病、車軸折、非大車駟馬、吾不出、范雎曰、願爲君借大車駟馬於主人翁、

須賈因問曰、秦相張君、公知之乎、吾聞幸於王、天下之事、皆決於相君、今吾事之去留、在張君、孺子豈有客習於相君者哉、范雎曰、主人翁習知之、唯雎亦得謁、雎請爲君見於張君、須賈曰、吾馬病、車軸折、非大車駟馬、吾不出、范雎曰、願爲君借大車駟馬於主人翁、

須賈因問曰、秦相張君、公知之乎、吾聞幸於王、天下之事、皆決於相君、今吾事之去留、在張君、孺子豈有客習於相君者哉、范雎曰、主人翁習知之、唯雎亦得謁、雎請爲君見於張君、須賈曰、吾馬病、車軸折、非大車駟馬、吾不出、范雎曰、願爲君借大車駟馬於主人翁、

須賈因問曰、秦相張君、公知之乎、吾聞幸於王、天下之事、皆決於相君、今吾事之去留、在張君、孺子豈有客習於相君者哉、范雎曰、主人翁習知之、唯雎亦得謁、雎請爲君見於張君、須賈曰、吾馬病、車軸折、非大車駟馬、吾不出、范雎曰、願爲君借大車駟馬於主人翁、

范雎歸、取大車駟馬、爲須賈御之、入秦相府、府中望見、有識者皆避匿、須賈怪之、至相舍門、謂須賈曰、待我、我爲君先入通於相君、須賈待門下、持車良久、問門下曰、范叔不出、何也、門下曰、無范叔、須賈曰、鄉者與我載而入者、門下曰、乃吾相張君也、須賈大驚、自知見賣、乃肉袒膝行、因

門下人謝罪

范雎主の家へ走り行きたる振りをして、己れの官舎へ立ち歸りて、大なる車と四頭立ちの馬とを取り寄せて、須賈の旅館へ立ち戻りて、須賈の爲めに、其の馬車の御車となりて、秦の宰相の役所へ乗り込められたれば、役所中の人々、遠方より望み見て、范雎を知りたる者は、皆畏れ憚りて、避け匿れたれば、須賈之れを不思議に思ひたり、斯くて宰相の官舎の門前へ到着して、范雎須賈に物語りして曰はく、「此の處にて、我れを待たれよ、我れ君の爲めに、先づ入りて、宰相君に通知せむ」と、須賈門の下に待ちて、馬車を招ふること、餘程手間取りたれど、范雎出で来りざりしかば、待ち草臥れて、門下の人を尋ねて曰はく、「范叔の出で来らぬは、何故ぞ」と、門下の人曰はく、「范叔といふ者なし」と、須賈の曰はく、「先刻、我れと一所に此の馬車に乗りて来りて、門内に入りたる者なり」と、門下の人曰はく、「そは、吾が宰相の張君なり」と、須賈大に驚きて、自ら范雎に欺かれたることを心付きたれば、兩肌を脱ぎて、肉體を露はして、杖にて打たる、覺悟をして、居ざりのやうに、膝頭にて行き、門下の人に依頼して、己れの昔し范雎を苦めたる罪過を平に詫び入りたり、

於是范雎盛帷帳、侍者甚衆、見之、須賈頓首言死罪、曰、賈不意君能自致於青雲之上、賈不敢復讀天下之書、不敢復與天下之事、賈有湯鑊之罪、請自屏於胡貉之地、唯君死生之。

范雎曰、汝罪有幾、曰、擢賈之髮、以續賈之罪、尙未足、范雎曰、汝罪有三

耳、昔者楚昭王時、而申包胥爲楚卻吳軍、楚王封之以荊五千戶、包胥辭不受、爲丘墓之寄於荊也、今雎之先人丘墓亦在魏、公前以雎爲有外

心於齊、而惡雎於魏齊、公之罪一也、當魏齊辱我於廁中、公不止、罪二也、更醉而溺我、公其何忍乎、罪三矣、然公之所以得無死者、以綈袍戀戀有故人之意、故釋公、乃謝罷、入言之昭王、罷歸須賈。

范雎の曰はく、「汝は、左様に恐れ入りたるが全體、汝が罪は何箇條ありと思へるか」と、須賈の曰はく、「己れが罪は、極めて多ければ、己れの髪の毛を一本づつ、抜きて、其の箇條を勘定して、己れの罪を贖ふとも、髪の毛の數だけにては、まだ不足なるなり、一説には、髪の毛を抜きて、之れを續ぎても、まだ其の罪の長さに比ぶるに足らぬなり」といへり、「丘墓」……土を盛り上げたる墓なり、「先人」……亡父なり、「外心」……他國に内通する心なり、
范雎の曰はく、「汝は、左様に恐れ入りたるが全體、汝が罪は何箇條ありと思へるか」と、須賈の曰はく、「己れが罪は、極めて多ければ、己れの髪の毛を一本づつ、抜きて、其の箇條を勘定して、己れの罪を贖ふとも、髪の毛の數だけにては、まだ足らぬなり」と、范雎の曰はく、「汝が罪は、唯三箇條あるのみなり、昔し、楚の昭王の時に、申包胥楚の爲めに、吳の軍勢を退却せしめられたれば、楚王其の手柄を譽めて、荊即ち楚の國の中に、家數の五千軒もある土地の領主に封ぜむとせしに、申包胥之れを辭退して、受けざりき、こは、申包胥の吳の軍勢を退却せしめしは、己れの先祖代々の墓所の荊の國に寄存せるが爲めに、吳の軍勢に其の墓所を踏み荒らされむことを恐れて、之れを退却せしめし歸けにして、楚王の爲めに盡力せしにはあらずとて辭退せしなり、今、己れの先祖代々の墓所も、亦魏の國に在ることなれば、何とて魏の爲めにならぬ事を企てたることあるべき、さるを、貴公は、先年、己れをもて、魏の事を齊に内通する心ありとして、己れが事を宰相の魏齊に隠し、言ひしは、貴公の罪の第一箇條なり、次に、魏齊が汝の言葉を信用して、我れを捕へて、便所の中に辱めたるを、貴公は、之れを憐れみて、押し止めざりしは、貴公の罪の第二箇條なり、次に、魏齊の宴客の酒に酔ひて代はり、に我れに小便を仕掛けたるを、貴公は、何とて堪へ忍びて見物せしぞ、是れ貴公の罪の第三箇條なり、此の三箇條の罪あれば、貴公は、無論死なばならぬ筈なれど、貴公の死なず、済む歸けは、先刻、我れに大織りの布子を惠まれて、懸懸として、脱免せるさまの、昔の友達の心持ちあるをもてなり、されば、只今、貴公を赦免せむ」と、須賈之れを聞き、始めて安心して、助命を受けたる謝禮を述べて、引き下がりたり、范雎御殿へ出仕して、魏の使者として、須賈の來りたる由を述べて、須賈に暇を遣はして、其の本國へ歸らしめたり、

須賈辭於范雎、范雎大供具、盡請諸侯使、與坐堂上、食飲甚設、而坐須賈於堂下、置豆其前、令兩騾徒夾而馬食之、數日爲我告魏王、急持魏齊頭、來不然者、我且屠大梁、須賈歸以告魏齊、魏齊恐、囚走趙、匿平原君

所

【供具】……馳走の支度をするなり、【羞豆】……刻みたる藪に豆を交せたるなり、【兩駟徒】……二人の顔に入れ墨をしたる罪人なり、【數】……責むるなり、【屏】……甚だ多く人を殺すことなり、

須臾之間を許されれば、范雎の許へ暇乞ひに往きたるに、范雎大に馳走の支度をして、列國の諸侯の使者を獲らざる持して、共に堂の上に坐せしめて、酒飯を澤山に設べ立て、之れを饗應しながら、須臾一人を堂の下に坐せしめて、刻みたる藪に豆を交せたるものを其の前に差し置きて、二人の顔に入れ墨をしたる罪人をして、須臾を振袂かにして、其の食物を馬のやうに食はしめて、之れを責め付けて曰はく、「汝我が爲めに、魏王に逢ひたらば、急ぎて魏齊の首を持ち來れ、さなくば、我れ種なく魏の大梁の都の者を片端より切り殺さむと告げよ」と、須臾歸りて、范雎に逢ひたる始末を魏齊に告げれば、魏齊恐れて、趙の國へ亡げ走りて、平原君の所に潜み隠れたり、

范雎既相、王稽謂范雎曰、事有不可知者三、有不可奈何者亦三、宮車一日晏駕、是事之不可知者一也、君卒然捐館舍、是事之不可知者二也、使臣卒然填溝壑、是事之不可知者三也、宮車一日晏駕、君雖恨於臣、無可奈何、君卒然捐館舍、君雖恨於臣、亦無可奈何、使臣卒然填溝壑、君雖恨於臣、亦無可奈何、范雎不釋、

【宮車一日晏駕】……軍臣の心になりて、今日は何故に主上の御馬車の御支度の通則せるかと心配することなり、天子の崩御を遠慮しにいふ言葉なり、昭王の死を指す、【卒然捐館舍】……不意に其の身の居室を見棄つるなり、是れは、貴人の死ぬることを遠慮しにいふ言葉なり、【填溝壑】……溝中谷底に埋まるるなり、是れは賤者の死ぬることを遠慮しにいふ言葉なり、【不釋】……氣分を釋しけりするなり、范雎既に相の宰相となりて、何事も一手に切り廻して居たりしに、最初に、范雎を秦王に取り持ちたる王稽、或る日、范雎に物語りして曰はく、「世の中の事には、豫め分らぬこと三つあり、如何とせられぬこと三つあり、其の譯は、大王には、只今御無事なれど、一朝御馬車の御支度の通則して、御不例にやと軍臣の心配することなしと定め難からむ、是れ世の中の事の豫め分らぬことの一つなり、又貴君にも、只今御無事なれど、卒然として、不意に居室を棄てたまふことなしと定め難からむ、是れ世の中の事の豫め分らぬこと二つなり、又臣が身も、只今無事なれど、卒然として、不意に溝中谷底に埋まるることなしと定め難からむ、是れ世の中の事の分らぬこと三つなり、萬一大王にして、一朝御馬車の御支度の通則して、臣子の心配することありむには、貴君は、臣を昇級せしめむことを大王に言上せられざりしことを遠慮に思ひたまふとも、如何とせられぬなりむ、又萬一貴君にして、卒然として、不意に居室を棄てたまふこと

もあらむには、貴君は、臣を昇級せしめむことを大王に言上せられざりしことを遠慮に思ひたまふとも、亦如何とせられぬなりむ、又萬一臣をして、卒然として、不意に溝中谷底に埋まらしむることありむには、貴君は、臣を昇級せしめむことを大王に言上せられざりしことを遠慮に思ひたまふとも、亦如何とせられぬなりむ」と、范雎之れを聞きて、王稽に恩返しをせぬことを催促せられたりと心付きて、甚だ氣分を釋しけり、

乃入言於王曰、非王稽之忠、莫能內臣於函谷關、非大王之賢聖、莫能貴臣、今臣官至於相、爵在列侯、王稽之官、尚止於謁者、非其內臣之意也、昭王召王稽、拜爲河東守、三歲不上計、又任鄭安平、昭王以爲將軍、范雎於是散家財物、盡以報所嘗困厄者、一飯之德、必償、睚眦之怨、必報、

【計】……歳入歳出の計算帳なり、【任】……身元を保障するなり、【所嘗困厄者】……前方に難逢せし時に交はりたる者なり、【睚眦之怨】……人と睨み合ひたる些細なる遺憾なり、互に目を見張りて、面白からぬ奴なりと思ひたる種、些細なる遺憾なり、范雎王稽の怨み言葉を聞きて、氣の濱まぬやうに思ひたれば、御殿へ出仕して、昭王に言上して曰はく、「王稽の忠義にあらずらむには、能く臣を函谷關より引き入るゝことなからむ、大王の賢聖にあらずらむには、能く臣を貴び尊んぜらるゝことなからむ、今、臣が官は宰相に至り、爵は列侯に在れど、王稽の官は、尚ほ謁者に止まり、是れ王稽の臣を函谷關より引き入れたる本意にあらずらむ」と、昭王之れを聞きて、尤なりと思ひて、王稽を召し出して、河東の太守を拜命せしめて、三箇年の間、地方の歳入歳出の計算帳を差し出すに及ばず、手限りにて處分すべしと命じたり、范雎は、又魏にて己れの身をかくまひて、王稽に取り持ち呉れたる鄭安平の身元を保障せしかば、昭王之れを將軍とせり、范雎は、是に於て、其の家の金銀財物を皆散らして、前方に難逢せし時に交はりたる者に残らず返報し、一度の飯をふるまはれたる種、些細なる恩徳をも、蛇度辨償し、魏に睨み合ひたる種、些細なる遺憾をも、蛇度返報せり、

范雎相、秦二年、秦昭王之四十二年、東伐韓、少曲、高平、拔之、秦昭王聞魏齊在平原君所、欲爲范雎必報其仇、乃詳爲好書、遺平原君、

曰寡人聞君之高義願與君為布衣之友君幸過寡人寡人願與君為十日之飲平原君畏秦且以為然而入秦見昭王

昭王與平原君飲數日昭王謂平原君曰昔周文王得呂尙以為太公齊桓公得管夷吾以為仲父今范君亦寡人之叔父也范君之仇在君之家願使人歸取其頭來不然吾不出君於關平原君曰貴而為友者為賤也富而為交者為貧也夫魏齊者勝之友也在固不出也今又不臣所

昭王乃遣趙王書曰王之弟在秦范君之仇魏齊在平原君之家王使人疾持其頭來不然吾舉兵而伐趙又不出王之弟於關趙孝成王乃發

卒圍平原君家急魏齊夜亡出見趙相虞卿虞卿度趙王終不可說乃解其相印與魏齊亡間行念諸侯莫可以急抵者乃復走大梁欲因信陵君以走楚

信陵君聞之畏秦猶豫未肯見曰虞卿何如人也時侯嬴在旁曰人固未易知知人亦未易也夫虞卿躡屣擔簞一見趙王賜白璧一雙黃金百鎰再見拜為上卿三見卒受相印封萬戶侯當此之時天下爭知之夫魏齊窮困過虞卿虞卿不敢重爵祿之尊解相印捐萬戶侯而間行急士之窮而歸公子公子曰何如人人固不易知知人亦未易也

信陵君與平原君同道而來由及於秦秦之威勢畏懼而信陵君遂疑之

曰はく、「虞卿といふ男は、全體如何なる人物なるか」と、其の時、信陵君の食客の侯蘇、信陵君の座に在りて曰はく、「虞卿の如き、人に知られ易き行ひありてす、公子に知られざれば、人は勿論人に知られ易からぬなり、虞卿の如き、人の知り易き行ひありてす、公子は知らざれば、人を知ること、まだ易からぬなり、全體、虞卿は、貧乏にして、何の支度もなく、草履を足に突き掛け、柄のある笠を携ひて、一たび趙王に謁見して、白き璧玉一對と、黄金百鎰とを拜領し、再び謁見して、上卿の役を拜命し、三たび謁見して、遂に宰相の印章を拜受して、家數の萬軒もある土地の諸侯に封せられ、此の時に當りて、天下中の人は、我れ後れじと、先を争ひて、虞卿の器量を知らむとせり、全體、虞卿は身の置かぬ處なく困窮して、虞卿の許に立ち寄りたるに、虞卿は之れに稱理を立て、決して爵位食祿の尊きを重んぜず、宰相の印章を解き棄て、家數の萬軒もある諸侯の領地を振り棄て、魏齊と共に、人に知られぬやうに、抜け道をして行き、士の困窮を救はむことを急務として、我が公子に身を寄せたるを、公子の曰はく、「虞卿は如何なる人物なるぞ」と、虞卿の如き、人に知られ易き行ひありてす、公子に知られざれば、人は勿論人に知られ易からぬなり、虞卿の如き、人の知り易き行ひありてす、公子は知らざれば、人を知ること、まだ易からぬなり」と、

信陵君大慙、駕如野、迎之、魏齊聞、信陵君之初難見之、怒而自剄、魏王聞之、卒取其頭、予秦、秦昭王乃出平原君、歸趙。

信陵君侯蘇の殿を開きて、大に怒り入りて、即座に馬車の支度をして、野外へ往きて、虞卿を迎へたり、然るに、魏齊は、信陵君の最初に面會することを畏れ懼りたる由を開きて、立腹して、自ら首を撞き落として死にたれば、信陵君の出迎へは、間に合はざりけり、魏王魏齊の自殺せし由を開きて、遂に其の首を取りて、秦に與へたれば、秦の昭王平原君を函谷關より出だして、趙へ歸らしめたり。

昭王四十二年、秦攻韓、汾陘、拔之、因城河上、廣武。

後五年、昭王用應侯謀、縱反間、賣趙、趙以其故、令馬服子代廉頗將、秦大破趙於長平、遂圍邯鄲、已而與武安君白起有隙、言而殺之、任鄭安平、使將擊趙、鄭安平爲趙所困急、以兵二萬人降趙、應侯席藁請罪、秦之法、任人而所任不善者、各以其罪罪之、於是應侯罪當、收三族、秦昭王恐傷應侯之意、乃下令國中、有敢言鄭安平事者、以其罪罪之、而加賜相國、應侯食物、日益厚、以順適其意。

法、任人而所任不善者、各以其罪罪之、於是應侯罪當、收三族、秦昭王恐傷應侯之意、乃下令國中、有敢言鄭安平事者、以其罪罪之、而加賜相國、應侯食物、日益厚、以順適其意。

其の後、五年目に、昭王應侯の謀計を用ひて、趙を欺きたれば、趙は、其の罪を以て、馬服子の廉頗をして、廉頗に代はりて、將たりしめられたれば、秦は、大に趙の軍勢を長平の地に破りて、遂に邯鄲の都を圍みたり、已にして、應侯は、武安君の白起と中絶しなれば、昭王に言上して、之れを殺して、鄭安平を其の跡役に任じて、兵に將として、趙を撃たしめし、鄭安平趙の軍勢に敵しく用ゐられて、二萬人の兵卒を引き連れて、趙に降参せしかば、應侯秦王に申し請けなして、藁の上に坐して、罪科に處せられむことを請へり、秦の法律にては、人の身を保護せしめたる者善からざれば、本人も保護人も、ともに其の罪をもて處分する定めなり、是に於て、應侯は、敵軍に降参したる鄭安平の身を保護したる罪をもて、父方と母方と妻の里方との三族を召し捕らるべき刑法に相當せり、然るに、秦の昭王は、應侯の國に功勞あるを以て、其の意を傷ひ、氣を痛めむことを憐念して、命令を國中に下して、強ひて鄭安平の事を申し立つる者あらば、其の罪をもて處分せむと願は流して、其の不始末を取り清しつ、相國の應侯には結構なる食物料理を加へ賜ふこと、一日増しに益と手厚くして、其の意に叶ふやうにせり。

後二歲、王稽爲河東守、與諸侯通、坐法誅、而應侯日益以不懌、昭王臨朝、歎息、應侯進曰、臣聞主憂臣辱、主辱臣死、今大王中朝而憂、臣敢請其罪、昭王曰、吾聞楚之鐵劍利、而倡優拙、夫鐵劍利、則士勇、倡優拙、則思慮遠、夫以遠思慮、而御勇士、吾恐楚之圖秦也、夫物不素具、不可以應卒、今武安君既死、而鄭安平等畔、內無良將、而外多敵國、吾是以憂、欲以激勵、應侯、應侯懼不知所出、蔡澤聞之、往入秦也。

【坐法】……法律の引き合ひになるなり、【中朝】……朝廷に出座するなり、【倡優】……女藝者なり、【應卒】……卒は、猝と過す、火急の事變に應ずるなり、【畔】……離れ叛くなり、

其の後、二年目に、王種河東の太守となりて、列國の諸侯と内通せしかば、秦の法律の引き合ひになりて、戮戮せられたり、應侯重んじて己の保護したる者の不始末を見て、一日増しに益々氣分を悪くせしが、或る日、昭王朝廷に出座して、歎息せしかば、應侯進み出で、曰はく、「臣が兼ねく聞き及びたるには、主君の心配せらるゝときは、臣下は、主君になり代はりて、恥辱を受くるものなり、主君の恥辱を受けらるゝときは、臣下は、主君になり代はりて、命を棄つるものなりとなり、今大王には、朝廷に御出座ありて、何事をか心配したまふ御様子なるが、是れは、必定臣に手落ちのあることなり、臣押し切りにて其の罪を受けむことを請ふ」と、昭王の曰はく、「吾れ兼ねく聞き及びたるには、楚の國の鐵劍は鋭利にして、女藝者は拙劣なりとなり、夫れ鐵劍の鋭利なるを見れば、士卒は勇武なるに相違なし、女藝者の拙劣なるを見れば、楚王の思慮は遠大なるに相違なし、夫れ遠大なる思慮をもて、勇武なる士卒を駕御すれば、吾れ楚の秦を伐たむことを圖らむことを無道ふなり、全體、物は素より兼ねて具備せざれば、火急の事變に應ぜられぬなり、今、武安君死去して、鄭安平等秦に離れ叛けり、内には其將なくして、外には敵國多し、吾れ此の弱きを心配せり」と、昭王は、かやうに答へて、應侯の心を感激奮勵せしめむと思ひしに、應侯は、只管恐縮して、善き考へも出でざりけり、蔡澤之れを聞き及びて、應侯を脱き付むとて、顔と往きて、秦へ入りたり、

張之象の曰はく、前に范滂不憚といひ、此に應侯日益以不憚と言へり、文も亦相類みること、○陳仁錫の曰はく、……應侯懼不知所出、蔡澤聞之、往入秦也……首の血脈聯絡、此の二句に在りと、○茅坤の曰はく、此の如く結束し、此の如く過脈せるは、前に騎る手なりと、

蔡澤者、燕人也、游學于諸侯、小大甚衆、不遇而從唐舉相、曰、吾聞先生相、李兌曰、百日之內、持國秉政、有之乎、曰、有之、曰、若臣者何如、唐舉執視而笑曰、先生曷鼻巨肩、魑顏蹙觸、膝擊、吾聞聖人不相、殆先生乎、蔡澤知唐舉戲之、乃曰、富貴吾所自有、吾所不知者壽也、願聞之、唐舉曰、先生之壽、從今以往者四十三歲、

【干】……仕へを求むるなり、【相】……人相を見るなり、【秉政】……政事を執るなり、【執】……執に同じ、【曷鼻】……仰向きたる鼻なり、【巨肩】……廣き肩幅なり、【魑魎】……大なる顔なり、【蹙觸】……縮みたる鼻筋なり、【膝擊】……兩膝の引き釣りたるなり、

蔡澤は、燕の國の人なり、四方に漫遊學問して、仕へを諸侯に求むること、小國大國共に、其の數甚だ多かりしかど、孰れも心に叶ひたる待遇を受けざりしかば、人相見の唐舉といふ人に就きて、身の上を見て貰はむとて曰はく、「吾れ、先生は、先年李兌の人相を見て、今より百日の内に人の國を維持して、政事を執る身分になるべしと言はれたりとのことなるが、左様なることありや」と、唐舉の曰はく、「左様なる

ことあり」と、蔡澤の曰はく、「臣が如き者は、如何なる身の上なるか」と、唐舉其の様子を筈と見て、笑ひて曰はく、「先生は、仰向きたる鼻、廣き肩幅、大なる顔、縮みたる鼻筋にて、兩膝引き釣りたり、吾れの兼ねく聞き及びたるには、智徳の極めて勝れたる聖人は、人相の分ちぬものなりとのことなるが、先生は、聖人にもあるべきか、先生の身の上は、吾れには何とも分り難し」と、蔡澤唐舉の己れに戯れたることを知りて、重んじて尋ねて曰はく、「身代の富みて、身分の貴くなることは、吾れの自ら持てる運なれば、見て貰ふには及ばざれど、吾れに分ちぬことは、壽命の長短なれば、願はくは壽命の事を聞かむことを」と、唐舉の曰はく、「先生の壽命は、今より先へ四十三歳まで生き延びむ」と、

茅坤の曰はく、蔡澤の傳は、他の事業を詳かにせず、只范滂の事を了當せりと、

蔡澤笑、謝而去、謂其御者曰、吾持梁刺齒肥、躍馬疾驅、懷黃金之印、結紫綬於要、揖讓入主之前、食肉富貴四十二年、足矣、去之趙、見逐、入韓、魏、遇奪釜鬲於塗、

【持梁】……梁の穀よりなり、米の飯を椀に盛りて、之れを手持ちて、食ふなり、【刺齒肥】……刺齒の二字は、齒に作るべし、肥えたる肉を齧むなり、【授】……印を佩ぶる紐なり、【揖讓】……揖は、兩手を組み、胸先に當て、頭を下げて、會釋するなり、讓は、物事を推し譲るなり、【鬲】……一定の中、空虛なる鼎なり、【塗】……途に同じ、途中なり、

蔡澤壽命の見立てを聞き、笑ひて唐舉に謝禮して、立ち去りて、其の馬車の御者に物語りして曰はく、「吾れ米の飯を食ひ、肥えたる肉を齧み、肉を齧らして疾く驅せ、黄金の印章を懐中し、其の印を佩ぶる紫色の紐を腰に結びて、公侯大臣の身分になりて、人主の前に揖禮辭讓して、肉を食ひて、富貴なること、今より四十二年も續かば、十分なりむ」と、やがて其の地を立ち去りて、趙の國へ往きたるに、其の國の人に放逐せられたれば、韓、魏の國へ入りたるに、又途中にて何者にか其の携へたる釜と足の中、空虛なる鼎とを奪ひ取られて、物を食ふにも差支ふる程に困窮せり、

聞、應侯任鄭安平、王稽、皆負重罪於秦、應侯內慙、蔡澤乃西入秦、將見昭王、使人宣言以感怒應侯、曰、燕客蔡澤、天下雄俊、弘辯智士也、彼一見秦王、秦王必困君而奪君之位、應侯聞曰、五帝三代之事、百家之說、吾既知之、衆口之辯、吾皆摧之、是惡能困我而奪我位乎、使人召蔡澤、蔡澤入、

則揖應侯。應侯固不快。及見之，又倨。

【宣言】……言ひ聞らざるなり。【私語】……辯舌の達者なるなり。【秦王】……下の秦王の二字は、餘計ものならむ。
【折りから】應侯の范雎、鄭安平と王稽との身元を保護せしに、此の兩人皆重罪を蒙り負ひたれば、應侯は、内心にて慙ろ入りたりと聞き及びたれば、蔡澤は、西の方秦の國へ入りて、昭王に謁見せむとして、先づ人をして己れの本を言ひ聞らさせて、應侯を感憤慍怒せしめて曰はく、「燕の國の客人の蔡澤は、天下の英雄俊傑にして、辯舌の達者なる士なり、彼れ一たび秦王に謁見せば、屹度貴君を困却せしめて、貴君の位を奪ひ取りむ」と、應侯之れを聞きて曰はく、「黃帝軒轅氏、顓頊高陽氏、帝堯高辛氏、帝舜陶唐氏、帝桀有夏氏の五帝、夏、殷、周の三代の事、諸子百家の説は、吾れ既に之れを知れり、衆人の口先の辯論は、吾れ皆之れを破り摧けり、蔡澤などは、何とて能く我れを困却せしめて、我が位を奪ひ取るべき」と、人をして、蔡澤を呼び寄せしめれば、蔡澤進み入りて、應侯に揖禮せり、應侯勿論之れを不愉快に思ひたるに、之れを見るに及びて、又其の學問偉大なり。

應侯因讓之曰：子常宣言欲代我相秦，寧有之乎？對曰：然。

【常】……嘗と通ず。【寧】……豈の意にて、いかにならむ。
【應侯因りて蔡澤に小言をひて曰はく】「御身は、先日、我れに代はりて、秦の宰相となりたく思ふと言ひ聞らしたる由なるが、いかに左様のことあるか」と、蔡澤對へて曰はく、「さなり」と。

應侯曰：請聞其說。蔡澤曰：吁，君何見之晚也！夫四時之序，成功者去，夫人
生百體堅彊，手足便利，耳目聰明，而心聖智，豈非士之願與？應侯曰：然。

【聰明】……耳と目と口と舌とをいふなり。
【應侯の曰はく】「さらば、御身の我れに代はりて、秦の宰相となりたく思ふといふ言を聞かむことを請ふ」と、蔡澤の曰はく、「あ、さて、貴君は、何とて物の道理を見らるることの通達なる、全體、春夏秋冬の四時の順序といふものは、各々其の時々の働きを成し遂げれば、前の時候は過ぎ去りて、後の時候に移るなり、人の仕事も、亦此の如くなるべし、又全體、人の此の世に生活する間は、百體堅固強壯にして、手足の働き便利自在にして、耳は能く聞かえて、耳と目と、目は能く見えて、目と舌とくして、心の聖智靈敏なることは、いかに士たる者の願ふ所にあらぬことか」と、應侯の曰はく、「さなり」と。
【復約言の曰はく】四時之序、成功者去、此れ一篇の主意なり、後に反覆して議論せるも、要は此に外ならずと。

蔡澤曰：質仁秉義，行道施德，得志於天下，天下懷樂敬愛，而尊慕之，皆

願以爲君王，豈不辯智之期與？應侯曰：然。

【質仁】……仁心を地金とするなり。【秉義】……義理を執り守るなり。【期】……期し望むなり。
【蔡澤の曰はく】「仁心を地金とし、義理を執り守り、正道を行ひ、恩德を施し、其の志しを天下に得て、天下の人々、之れを懷き樂み、敬ひ愛し、皆び慕ひて、皆此の人を君主とせむ」と願ふは、いかに辯口才智ある士の期し望む所にあらぬことか」と、應侯の曰はく、「さなり」と。
【蔡澤復りて曰はく】「富貴顯榮、成り理萬物、使各得其所、性命壽長、終其天年、而不夭傷、天下繼其統、守其業、傳之無窮、名實純粹、澤流千里、世世稱之、而無絶、與天地終始、豈道德之符、而聖人所謂吉祥善事者與？」應侯曰：「然」。

【理】……治むるなり。【天傷】……早死になり。【名實純粹】……名義も、實際も、全く美しきなり。【符】……効驗なり。
【蔡澤復りて曰はく】「其の身は、富貴顯榮にして、世の中の萬物を成し治めて、各々をして、其の満足する所を得しめて、己れの壽命は、長久にして、其の天年を芽出度終へて、早死にせず、天下の人才、其の系統を繼ぎ、其の事業を守りて、之れを萬世無窮に傳へて、名義も、實際も、全く美しくして、其の德澤は、遠き千里のほども流れ及ぼして、世の人々、之れを譽め立て、絶ゆることなく、天地と共に相終始するは、いかに道德を行ひたる効驗にして、聖人の口に於て聞へる吉祥なる善事ならむか」と、應侯の曰はく、「さなり」と。
【蔡澤曰】「若夫秦之商君、楚之吳起、越之大夫種、其卒然亦可願與？」應侯知蔡澤之欲困己、以說復謬曰：何爲不可？

【應】……詐るなり。
【蔡澤の曰はく】「彼の秦の商君、楚の吳起、越の大夫の種のかき所行も、卒然として俄に之れを眞似むことを願ふべきか」と、應侯蔡澤の己れを困らして、持論を説かむと思へることを知りて、重ねて詐りて曰はく、「此の人々の所行を眞似むことを願ふも、何とて宜しからざるむ」。
【夫公孫鞅之事孝公也、極身無貳慮、盡公而不顧私、設刀鋸、以禁奸邪、信賞罰、以致治、披腹心、示情素、蒙怨咎、欺舊友、奪魏公子印、安秦社稷、

利百姓卒爲秦禽將破敵攘地千里

【極身】……身を抛つなり、【貳慮】……二心なり、【刀鋸】……皆刑罰の道具なり、【披腹心】……己れの腹を打ち明くるなり、【示情素】……實意を示すなり、素は情と通ず、誠なり、【蒙怨答】……太子の守り役を刑して、太子に怨み答めらるるなり、【舊友】……魏の公子の甲を指す、【擯】……閉き除ふなり、

其の擯けは、全體、公孫鞅即ち商君の秦の孝公に奉公せし仕方はといふに、身を抛ちて、二心なく、力を公事に盡くして、私事を顧みず、刀鋸の刑具を設け置きて、人民の奸曲邪惡を制禁し、功ある者は吃度賞し、罪ある者は吃度罰して、國の治まるやうにし、己れの腹を打ち明けて、實意を示し、太子の守り役を刑して、太子に怨み答められ、己れの舊友を欺きて、魏の公子の甲を奪ひ取り、秦の社稷國家を安泰にして、百姓に利益を興へ、遂に秦の爲めに、敵將を生け捕り、敵兵を破りて、新たに土地を開き除ふこと、千里の廣さに及びき、

吳起之事悼王也、使私不得害公、讒不得蔽忠、言不取苟合、行不取苟容、不爲危易行、行義不辟難、然爲霸主強國、不辭禍凶、

【又吳起の楚の悼王に奉公せし仕方はといふに、私事をして公事を妨害することを得ざらしめ、讒言をして忠義を掩蔽することを得ざらしめ、己れの言葉は、假り初めにも正しからぬ事を言ひて、主君に合はむことを取らず、己れの行ひは、假り初めにも正しからぬ事を行ひて、主君に容れられむことを取らず、身の危きが爲めに、行ひを易へず、義理を行ひて、難儀を避けず、而して、主君を諸侯の旗頭とし、國を強くするが爲めには、其の身の禍害凶事を辭退せざりき、

大夫種之事越王也、主雖困辱、悉忠而不解、主雖絕亾、盡能而弗離、成功而弗矜、貴富而不驕怠、

【又大夫の種越王に奉公せし仕方はといふに、主君は、困辱辱すといへども、忠義を盡くして、懈らず、主君は、斷絶滅亾すといへども、才能を盡くして、離れず、國家の爲めに功業を成就しても、自慢せず、富貴になつても、高ぶらぬなり、

若此三子者、固義之至也、忠之節也、是故君子以義死難、視死如歸、生而辱、不如死而榮、士固有殺身以成名、唯義之所在、雖死無所恨、何爲不可哉、

【忠之節】……忠義の程を得たるなり、
【此の公孫鞅と吳起と大夫の種との三子の如きは、言ふまでもなく、義理の至極したるなり、忠義の程を得たるなり、是の故に、君子として、徳ある人は、義の爲めに、國難に罹り、死を視ること、己れの家へ歸るが如く、生きて恥辱を争くるは、死にて榮華を獲ずるに如かじと覺悟せり、士は、言ふまでもなく、其の身を殺して、名譽を成すことあり、何事も、唯と義理の在る所に進退して、死ぬといへども、恨むことなし、此の擯けなれば、此の人との真似をせむことを願ふも、何とて宜しからざらむと、以上、應侯の言葉なり、

蔡澤曰、主聖臣賢、天下之盛福也、君明臣直、國之福也、父慈子孝、夫信妻貞、家之福也、故比干忠而不能存、殷子胥智而不能完、吳申生孝而晉國亂、是皆有忠臣孝子、而國家滅亂者、何也、無明君賢父以聽之、故天下以其君父爲僂辱、而憐其臣子、

【僂辱】……此の僂辱は、前のと違ひて、己れの恥辱なり、
【蔡澤の曰はく、主君は神聖にして、臣下は賢良なるは、天下の盛んなる幸福なり、主君は聰明にして、臣下は正直なるは、一國の幸福なり、父は慈愛に、子は孝順に、夫は信實に、妻は貞操なるは、一家の幸福なり、されば、比干は、忠義なれども、殷の天下を保存すること能はずりき、伍子胥は、智勇あれども、吳の國を完全にすること能はずりき、申生は、孝行なれども、晉の國亂れき、是れ皆忠臣孝子ありて、國家の滅亡亂れしは、何故ぞ、明君賢父の忠臣孝子の言ふことを聽き納るることなかりしに因れり、されば、天下の人とは、其の君父を以て、恥辱なりとして、其の臣子を僂の毒に思へり、

今商君吳起、大夫種之爲人、臣是也、其君非也、故世稱三子致功而不見德、豈慕不遇世死乎、夫待死而後可以立忠成名、是微子不足仁、孔子不足聖、管仲不足大也、夫人之立功、豈不期於成全邪、身與名俱全者上也、名可法而身死者其次也、名在僂辱、而身全者下也、於是應侯稱

今商君吳起、大夫種之爲人、臣是也、其君非也、故世稱三子致功而不見德、豈慕不遇世死乎、夫待死而後可以立忠成名、是微子不足仁、孔子不足聖、管仲不足大也、夫人之立功、豈不期於成全邪、身與名俱全者上也、名可法而身死者其次也、名在僂辱、而身全者下也、於是應侯稱

善

善 今、商君、吳起、大夫の種の人臣となりたるは、此の氣の毒なる臣子の仲間なり、そは、其の君の心掛けの悪しければなり、されば、世間の人とは、此の三子の手柄を立て、徳ありとせられぬことを言ひはせり、いかで世に遇はずして、不幸壽命にて死にたることを慕ふべき、全體、人は、死ぬることを待ちたる後に、忠義を立て、名譽を成さるゝものなりむには、是れ般の微子も、仁者とするに足らず、魯の孔子も、聖人とするに足らず、齊の管仲も、大人物とするに足らず、全體、人の手柄を立てるは、いかで完全に成就することを期し望まざるべき、身と名と俱に完全なる者は、上等の人物なり、名は手本とすべくして、身は死亡する者は、其の次ぎの人物なり、名は恥辱に在りて、身は完全なる者は、下等の人物なり」と、是に於て、應侯蔡澤の説を始めて至極尤なりと譽め立てたり。

蔡澤少得聞、曰、夫商君、吳起、大夫種、其爲人臣、盡忠致功、則可願矣、閔天事文王、周公輔成王也、豈不亦聖乎、以君臣論之、商君、吳起、大夫種、其可願孰與閔天、周公哉、應侯曰、商君、吳起、大夫種、弗若也。

蔡澤、暫時問答の邊りを得たり、それに就きて、尋ねて曰はく、「全體、商君、吳起、大夫の種は、人臣となりて、忠義を盡くし、手柄を立てしことだけは、其の眞似をせむことを願ふべきなり、さりながら、周の名臣の閔天は、文王に奉公し、周公は、成王を輔佐せり、此の兩人は、いかで亦聖人ならざらむ、君と臣との關係をもて、之れを論ぜば、商君、吳起、大夫の種は、其の眞似をせむことを願ふべきこと、閔天、周公と孰れか勝りたる」と、應侯の曰はく、「商君、吳起、大夫の種は、閔天、周公に及ばざるなり」と。

蔡澤曰、然則君之主、慈仁任忠、惇厚舊故、其賢智與有道之士爲膠漆、義不倍功臣、孰與秦孝公、楚悼王、越王乎、應侯曰、未知何如也。

蔡澤の曰はく、「さすれば、貴君の主君の秦王の慈仁愛ありて、忠義の人に政事を委任せられ、昔の朋友に手厚くせられ、其の賢才あり智慧ある者と、道徳ある士とに、膠漆の離れぬ如く、親密に交はられ、義として、國家の功臣に背かれざることは、秦の孝公、楚の悼王、越王の勾踐と孰れか勝りたる」と、應侯の曰はく、「まだ孰れなりとも分からぬなり」と。

蔡澤曰、今主親忠臣、不過秦孝公、楚悼王、越王、君之設智能、爲主安危、修政治、亂疆兵、批患折難、廣地殖穀、富國足家、疆主尊社稷、顯宗廟、天下莫敢欺犯其主、主之威蓋震海內、功彰萬里之外、聲名光輝、傳於千世、君孰與商君、吳起、大夫種、應侯曰、不若。

蔡澤の曰はく、「今、貴君の主君の忠臣を親愛せらるゝことは、秦の孝公、楚の悼王、越王の勾踐に過ぎず、而して、貴君の智慧才能を施し設けて、主君の爲めに、危きを安んじ、政を修め、亂れたるを治め、兵を強くし、患害を撃ち、困難を折き、土地を開き、五穀を繁殖し、國を富まし、萬民の家々の生計を十分にし、主君を強くし、國の守護神なる社の神祇の神を尊び、主家の祖先の宗廟を顯はして、天下中に押し切つて、其の主君を欺き犯す者なく、主君の威光は、四海の内に一杯に響き渡りて、其の功業は、遠き萬里の外にまで彰はれ、名譽の光輝は、遙に千世の後にまで傳はるやうにせられむことは、貴君は、商君、吳起、大夫の種と孰れか勝りたる」と、應侯の曰はく、「吾れは、此の三子に及ばざるなり」と。

蔡澤曰、今主之親忠臣、不忘舊故、不若孝公、悼王、勾踐、而君之功績、愛信親幸、又不若商君、吳起、大夫種、然而君之祿位貴盛、私家之富、過於三子、而身不退者、恐患之甚於三子、竊爲君危之。

蔡澤の曰はく、「今、貴君の主君の忠臣を親愛し、昔の朋友を忘却せられざることは、秦の孝公、楚の悼王、越王の勾踐に及ばずして、貴君の國家に盡くされたる功績と、主君より親愛信用寵幸せらるゝこととは、又商君、吳起、大夫の種に及ばざるなり、此の如くにして、貴君の食祿官位の高貴盛大なると、自宅の暮らしの裕福なるとは、此の三子に過ぎたるを、何時までも、斯くてありむと安心せられて、其の身を思退せられざらむには、後來の患害の三子より甚しからむことを氣遣はるゝなり、内々貴君の爲めに此事を危めり。

語曰、日中則移、月滿則虧、物盛則衰、天地之常數也、進退盈縮、與時變化。

聖人之常道也、故國有道則仕、國無道則隱、聖人曰、飛龍在天、利見大人、不義而富且貴、於我如浮雲、今君之怨已讎、而德已報、意欲至矣、而無變計、竊爲君不取也、

古語に曰はく、「太陽は、日中になれば、移り傾き、大陰は、満月になれば、虧け損ず」と、總じて物事は、餘りに盛んなれば、遂に衰ふるは、天地の常數なり、進むべき時には退き、退くべき時には進み、盈つべき時には盈ち、縮むべき時には縮み、其の時々と變化するは、聖人の常道なり、されば、國に道ありて、正しき事の行はるゝ時は、進みて仕へ、國に道なくして、正しき事の行はれざる時は、退きて隱るゝ、易經に見えたる、聖人の言葉に曰はく、「飛び上がりたる龍は、天に在り、此の場合には、高貴なる大人に逢ひて、進みて仕ふるに利益あり」と、今、貴君には、此の反對の境遇に立たれたり、又論語に見えたる聖人の言葉に曰はく、「義理の缺けたることをして、富み且つ貴きは、我れには、何の關係もなき、空に浮かべる雲の如く、少しも望む心なし」と、君子の心は、此の如くなるべし、今、貴君は、魏齊の首を魏王より申し受くることを得て、貴君の怨みは、已に其の讎を復したり、王稽、鄭安平等を推挙することを得て、貴君の恩徳は、已に諸人に報いたれば、貴君の意欲望は、十分に届きたり、而して、猶ほ權勢に戀ふとして、身を變化する計策なきは、内々貴君の爲めに、善き事なりとして、取らぬことなり、

漢約言の曰はく、太史公范雎を傳すれば、其の意を思ひに快くせし事を歴數して、一飯の徳も忘れず、睚眦の怨みも必ず報ゆといひ、蔡澤を傳するに至れば、范雎に説くに、又復た然云へり、見るべし怨みに離れ徳に報ゆるをもて范雎の一生の心事を了結せることを、故に其の二傳相照應せること此の如しと、

且夫翠鴝犀象、其處勢非不遠死也、而所以死者、惑於餌也、蘇秦、智伯之智、非不足以辟辱遠死也、而所以死者、惑於貪利不止也、是以聖人制禮節欲、取於民有度、使之以時、用之有止、故志不溢、行不驕、常與道俱而不失、故天下承而不絕、

【翠】鳥の名なり、犀、犀を指すといひ、鴝、鴝を指すといふ、大雀雀の如し、和名をかはせみといふ、
【蘇秦】しかのみならず、全體、鳥類の中にては、翠と鴝との如き、獸類の中にては、犀と象との如きは、皆用心深くして、其の時々の場合に處ること、死に遠ざからぬにはあらぬなり、然れども、其の命を失ふ譯は、餌を求むるに惑へばなり、之れと同じく、蘇秦、智伯の智慧とて、恥辱を避け、死に遠ざかるに足らぬにはあらぬなり、然れども、其の命を失ひたる譯は、利益を貪り求むるに惑ひて、際限なけれ

はなり、此の譯けをもて、聖人は、禮儀を切り盛りし、慾心を極よくして、人民より物を取るにも、法度ありて、安りに取らず、其の取らるる物を使ふにも、相當の時に使ひて、安りに使はず、其の取らるる物を用ゐるにも、是れだけといふ際限ありて、それより以上は、用ゐざるなり、されば、其の志は、滿ち溢れず、其の行は、驕り高ぶらず、常に正しき道と連れ立ちて、之れを踏み外すことなし、されば、天下の人は、此の仕方を承け繼ぎて、萬世までも、絶ゆることなく、永続せり、

昔者齊桓公、九合諸侯、一匡天下、至於葵丘之會、有驕矜之志、畔者九國、吳王夫差、兵無敵於天下、勇彊以輕諸侯、陵齊晉、故遂以殺身亡國、夏育、太史噉、叱呼駭三軍、然而身死於庸夫、此皆乘至盛而不返道理、不居卑退處儉約之患也、

【三軍】一軍は、一萬二千五百人なれば、三軍は、三萬七千五百人なり、多人數のことをいふ、
【葵丘之會】昔し、齊の桓公は、其の一代の間に、九たび列國の諸侯を會合し、一たび天下の人心を正して、王室を尊び、夷狄を退けしかど、葵丘の會合に至りて、驕り高ぶり、己れの功に誇る志ありしかば、諸侯の叛き難る者、九國に及びき、又吳王の夫差は、兵力天下に敵なかりしかど、其の勇強を恃みて、諸侯を輕視し、齊晉の大國をさへ眼下に見下し、故に、遂に身を殺し、國を亡ぼしき、又夏育と太史の噉とは、大衆を發して、叱り付け、呼び立つれば、三軍の大衆を驚かす種々の勇士なりしかど、其の身は、名なき凡庸の匹夫に殺されき、此の人々の末路の善からぬは、皆至りて盛んなる勢ひに付け上りて、中正の道理に立ち戻らず、卑下退讓の徳に居り、儉約節制の徳に處らぬが爲めに、自ら招きたる害なり、
【庸夫】被譽降の曰はく、澤桓公と夫差とを擧げて、國君盛滿を履みて、卑退をもて自ら居らざれば、猶ほ未だ畔かれ且つ亡ぶることを免れざることを見せり、況して人の國に相たる者にして、成功をもて久しく處るべきことかは、此の後三段に分かれていへども、總べて是れ一意なりと、

夫商君爲秦孝公、明法令、禁姦本、尊爵必賞、有罪必罰、平權衡、正度量、調輕重、決裂阡陌、以靜生民之業、而一其俗、勸民耕農、利士、一室無二事、力田穡積、習戰陣之事、是以兵動而地廣、兵休而國富、故秦無敵於天

下立威諸侯成秦國之業功已成矣而遂以車裂

【註】「秦本」……秦國の根本なり、「平權衡」……權衡は、分銅なり、衡は、天秤なり、度は、物差しなり、量は、秤なり、度量衡の制度を平均取正にするなり、「調輕重」……物價の輕重を調理するなり、「決裂許陌」……決裂は、切り開くなり、陌は、田の中の南北の道なり、陌は、田の中の東西の道なり、田の中の東西南北の道を切り開きて、耕地とするなり、「一室無二事」……一軒の家にて二種の仕事をせぬなり、「穡積」……穡は、著に同じ、米穀を積み蓄ふるなり、

【註】全體、商君といふ人は、秦の孝公の爲めに、法度律令を明らかにして、姦惡の根本を禁断し、功ある者には、尊き爵位を授けて、吃度之れを賞し、罪ある者には、相當の刑罰を加へて、吃度之れを罰し、度量衡の制度を平均取正にし、物價の輕重を調理し、田の中の東西南北の道を切り開きて、耕地として、人民の生業を安寧にして、其の風俗を一様にし、人民に耕作興業を勸めて、土地を利用し、一軒の家にて、二種の仕事をすることなく、専ら力を田地に用ゐて、米穀を積み蓄へしめ、合戦軍陣の事を練習せしめたり、是をもて、兵卒動けば、土地廣まり、兵卒休めば、國家富めり、されば、秦は天下に敵なくして、威光を諸侯に立て、秦國の霸業を成せり、然るに、其の手柄已に成りて、遂に車裂きの刑に處せられき、

楚地方數千里持戟百萬白起率數萬之師以與楚戰一戰舉鄢郢以燒夷陵再戰南并蜀漢又越韓魏而攻彊趙北坑馬服誅屠四十餘萬之衆盡之於長平之下流血成川沸聲若雷遂入圍邯鄲使秦有帝業楚趙天下之彊國而秦之仇敵也自是之後楚趙皆懾伏不敢攻秦者白起之勢也身所服者七十餘城功已成矣而遂賜劍死於杜郵

【註】「一戰舉鄢郢」……白起の傳に據るときは、鄢は、郢の誤まりのやうに見ゆ、其の譯は、平原君の傳の同條に釋せり、但し、此の處は、前後二年の戦ひを合併して、一戰といひたる者とするれば、此の儘にても宜しからむ、「馬服」……馬服君の趙奢の子の趙括を指す、「坑」……谷底に落として殺すなり、「雷」……雷の古字なり、「懾伏」……氣を落として、屈伏するなり、

【註】又楚の國は、土地の廣さは、數千里四方ありて、戟を手に持つ兵卒は、百萬あり、然るに、白起は、僅に數萬の軍勢を引き連れて、楚と戦ひて、一たび戰ひて、鄢、郢の兩地を九取にして、夷陵を燒き拂ひ、再が戰ひて、南の方蜀、漢の兩地を併吞せり、又韓、魏の二國を逼り抜いて、強き趙の國を攻めて、北の方に、馬服君の趙奢の子の趙括を谷底に落として殺し、其の手に附きたる四十餘萬の大衆を誅戮屠殺して、之れを長平の城下に盡くしたれば、其の流るゝ血は川を成じ、其の血の沸き返る聲は雷の如し、それより遂に攻め入りて、邯鄲の都を圍み

て、秦をして帝者の事業あらしめたり、楚と趙とは、天下中の強き國にして、秦の仇讎怨敵なりしが、是れより後は、楚も、趙も、皆氣を落として屈伏して、押し切られて秦を攻めざりしは、白起の勢力なり、其の身の一代に服従せしめたる城の數は、七十餘箇所に及べり、然るに、其の手柄已に成りて、遂に秦王より一振りの劍を賜はりて、咸陽の都の外の杜郵にて自殺しき、

吳起爲楚悼王立法卑滅大臣之威重罷無能廢無用損不急之官塞私門之請一楚國之俗禁游客之民精耕戰之士南收楊越北并陳蔡破橫散從使馳說之士無所開其口禁朋黨以勵百姓定楚國之政兵震天下威服諸侯功已成矣而卒枝解

【註】「私門之請」……表立たずして、裏口より申し込む内との請願なり、「樹」……樹の誤まりなり、揚州なり、「破橫散從」……秦の爲めにする連横の設を打ち破り、六國の爲めにする合従の設を解散するなり、從横の解は、蘇秦の傳の合従の下に見えたり、「馳說」……游説なり、「枝解」……枝は、肢と通ず、手足を断ち切らるゝなり、

【註】又吳起は、楚の悼王の爲めに、法律を立て定め、大臣の威勢貴目の高きを卑くし、多きを減らし、才能なき者を罷め、必用なき事を廢し、急を及ばぬ官職を省き損じ、表立たずして、裏口より申し込む内との請願を塞ぎ止め、楚の國の風俗を一様にし、游手食客の情民を禁断し、事なき時には耕作し事ある時には戦争する士卒を精選し、南の方は、揚州に屬する越の國を取り込み、北の方は、陳、蔡の二國を併吞し、秦の爲めにする連横の設を打ち破り、六國の爲めにする合従の設を解散して、秦にも附かず、六國にも加はらずして、游説の士をして、其の口を開くことなからしめ、仲間徒黨を組み合ひて他の妨害をする者を禁止して、百姓の實業を勸め勵まし、楚の國の政事を確定して、兵力は、天下を震動せしめ、威勢は、諸侯を服従せしめたり、然るに、其の手柄已に成りて、遂に手足を断ち切られて殺されき、

大夫種爲越王深謀遠計免會稽之危以囚爲存因辱爲榮墾草入邑辟地殖穀率四方之士專上下之力輔勾踐之賢報夫差之讎卒擒勁吳令越成霸功已彰而信矣勾踐終負而殺之

【註】「墾草入邑」……草原を開墾して、邑田に組み入るゝなり、「信」……信じるなり、

己に滅亡せむとする國を立て直し、敗軍の恥辱に因りて、戦勝の光榮を生み出だし、草原を開墾して、邑田に組み入れ、土地を開拓して、五穀を繁殖せしめ、四方の國より入り込みたる士を引寄せ、君臣上下の力を専一にし、勾踐の賢才を輔佐して、夫差の仇讎に返報し、遂に勁き吳王を生け捕りて、越王をして、霸業を成さしめたり、然るに、其の手柄已に顯はれ伸びて、勾踐終に其の恩義に負きて、之れを殺し、此四子者、功成不去、禍至於此、此所謂信而不能誦、往而不能返者也、范

蠡知之、超然辟世、長爲陶朱公、
【註】此の商君、白起、吳起、大夫の種の四子は、己れの手柄成り立ちて、其の地位を退き去らざりしが故に、身に禍を受くること、孰れも非命の死を遂ぐるに至りたり、此れ世間にて取り沙汰せる、伸びて屈すること能はず、往きて返ること能はずといふ、身の程を知らぬ者なり、大夫の種と共に、越王を輔佐せし范雎は、此の理を知りて、超然として、高く擧がりて、世の中を避けて、長く久しく陶朱公となりて、安樂無事に身を送り、
【註】范雎の曰はく、商君、吳起、大夫の種を詳かにせるは、上文を申はたるなり、中に白起を入れたるは、耳目の見聞せる所なり、故に總べて四子者の五句をきて、之れを結べり、是れ第一段なりと、

君獨不觀夫博者乎、或欲大投、或欲分功、此皆君之所明知也、今君相秦、計不下席、謀不出廊廟、坐制諸侯、利施三川、以實宜陽、決羊腸之險、塞太行之道、又斬范、中行之塗、六國不得合從、棧道千里、通於蜀漢、使天下皆畏秦、秦之欲得矣、君之功極矣、此亦秦之分功之時也、如是而不退、則商君、白公、吳起、大夫種是也、
【註】博……雙陸の遊びなり、「欲大投」……大勝負をして、全勝を得むと思ふなり、「欲分功」……掛けたる金を少しづつ、分け取りせむと思ふなり、「廊廟」……廊は、堂下の廻廊なり、廟は、王宮の前殿なり、二字にて、政事堂のことなり、「利施三川、以實宜陽」……施は、賑ふといはむが如し、三川の利益を展開して、宜陽の府庫を充實するなり、「決」……切り開くなり、「斬范、中行之塗」……斬は、絶つなり、范氏と中行氏との通路を絶ち切るなり、三川の通路を絶ち切ることをいふ、「棧道」……釣り橋なり、「白公」……白起なり、

【註】貴君は、獨り彼の雙陸の遊びをする者を見物せられざるが、雙陸の遊びをする者は、或は一度に大勝負をして、全勝を得むといふことあり、或は掛けたる金を少しづつ、分け取りせむと思ふことあり、一度に大勝負をして、全勝を得むとすれば、首尾よく勝てば、大利益なれど、勝たざれば、取り返しの付かぬものなり、之れに反して、掛けたる金を少しづつ、分け取りせむとすれば、勝ちても、利益少なければ、負けても、跡の失敗なし、此の事は、皆貴君の明白に承知せらるることなり、今、貴君は、秦に宰相として、大臣の座席を下らざりて計畫し、政事堂を出でずして謀議し、安坐して諸侯を制御し、三川の利益を展開して、宜陽の府庫を充實し、羊腸の險阻を切り開き、大行の道路を塞ぎ止め、又言は范氏と中行氏との領分なりし三川の通路を絶ち切られたれば、韓、魏、趙、楚、燕、齊の六箇國は、合從することを得ず、千里の山谷に釣り橋を掛けて、蜀と漢とに交通して、天下中の人々をして、皆秦の威勢を畏れ懼らしめられたれば、秦王の欲望は、手に入りて、貴君の手柄は、至極せり、此れ亦秦にて侯の雙陸の遊びをする者の掛けたる金を少しづつ、分け取りするが如く、貴君の手柄を他人にも配分して、利益を共にせらるべき時なり、是の如くにして、猶ほ一人にて利益を貪りて、權勢の地位を退き去られずば、商君、白公、吳起、大夫の種と同様の人なり、
【註】范雎の曰はく、范雎を見ること明決にして、五湖に扁舟せしは、所謂る名譽、身俱全者上也なり、四子皆能く其の萬一に彷彿たらしむ、應侯荀し位を棄に懸いて、功を分かち退くことを求むることを忍ばずば、名は尊辱に在りて、身は全かるべからざるなり、四子と等しかりむのみ、是れ第二段なりと、

吾聞之、鑒於水者、見面之容、鑒於人者、知吉與凶、書曰、成功之下、不可久處、四子之禍、君何居焉、君何不以此時歸相印、讓賢者而授之、退而巖居川觀、必有伯夷之廉、長爲應侯、世世稱孤、而有許由、延陵、季子之讓、喬、松之壽、孰與以禍終哉、即君何居焉、忍不能自離、疑不能自決、必有四子之禍矣、易曰、亢龍有悔、此言上而不能下、信而不能誦、往而不能自返者也、願君孰計之、
【註】「鑒」……照るなり、「巖居川觀」……遁世して、人事を顧みず、山水を友として、其の志しを養ふことなり、「孤」……王侯の謙稱なり、拙者といはむが如し、「喬松」……王子喬と、赤松子となり、「亢龍有悔」……上り過ぎて、下ること能はざる龍は、後悔することあるなり、
【註】吾れの兼ねく、聞き及びたるには、水を鏡とすれば、顔の様子を見らるるなり、人を鏡とすれば、吉事と凶事とを知らるるなりとなり、又書經に漏れたる逸書に曰はく、「成就したる功名の下には、久しく處られぬものなり」と、商君、白起、吳起、大夫の種の四子の禍は、貴君

は、孰れの境遇に居られむか、貴君は、何として此の時をもて、宰相の印章を返上し、賢才ある者に役を譲りて、其の印章を授け、身を退きて、遁世して、人事を顧みず、山水を友として、其の志しを養はざる、此のやうにせば、屹度昔の伯夷の如き廉潔なる譽まれありて、長く久しく應侯となりて、子孫の世に至るまで、王侯の職稱なる孤と稱して、昔の許由の堯の天下を辭し、延陵の季子の吳の國を譲りし盛徳と、王子喬、赤松子の長壽とありむ、之れを四子の福をもて終はりしに比較せば、孰れか勝さらん、即ち貴君は孰れの境遇に居られむか、猶ほ此の上にも堪へ忍びて、自ら權勢を離るゝこと能はず、疑ひて自ら去就を決すること能はずば、屹度四子の福ありむ、易經に曰はく、「上り過ぎて、下ること能はざる龍は、後悔することあり」と、此れ上りて下ること能はず、伸びて屈すること能はず、往きて自ら返ること能はざる者をいへるなり、願はくは、貴君の之れを樂計せむことを」と、以上、蔡澤の言葉なり、

○ 後漢の曰はく、此れ直ちに其の位を辭して、去らむことを欲すれば、能く賢なること古人の如く、壽なること喬、松の如く、子孫世々禄位を享けて、絶ゆることなく、人臣の功を立て、己れを持し、深く願ふ所にして、得べからざる者、皆應侯の一身に奉まらむ、是れ第三段なりと、

應侯曰、善、吾聞欲而不知止、失其所以欲、有而不知足、失其所以有、先生幸教、唯敬受命、於是乃延入坐、爲上客、

○ 應侯遂に蔡澤に設き伏せられて、感心して曰はく、「至極尤なり、吾れ之れ兼ねく、聞き及びたるには、欲し望みて、止まることを知らざれば、其の欲し望める事を失ふ、有りて、能く足ることを知らざれば、其の有る物を失ふとなり、今、先生幸に己れに教訓せられたれば、敬みて其の命令を受けむ」と、是に於て、蔡澤を奥の間へ延き入れて、安坐せしめて、上等の賓客とせり、

後數日、入朝言於秦昭王曰、客新有從山東來者、曰蔡澤、其人辯士、明於三王之事、五伯之業、世俗之變、足以寄秦國之政、臣之見人甚衆、莫及臣、不如也、臣敢以聞、秦昭王召見與語、大說之、拜爲客卿、應侯因謝病、請歸相印、昭王彊起應侯、應侯遂稱病篤、范雎免相、昭王新說蔡澤計畫、遂拜爲秦相、東收周室、

○ 其の後、數日立ちて、應侯出仕して、秦の昭王に言上して曰はく、「客の新たに華山より東の方より來れる者あり、其の姓名を蔡澤とい

ふ、其の人物は、辯士にして、夏の禹王、殷の湯王、周の文王、武王の三王の事、齊の桓公、晉の文公、宋の穆公、秦の穆公、楚、莊王の五伯の業、及び世俗の變遷に明らかなれば、秦の國の政事を寄託するに足れり、臣は是れまで人を見たること、甚だ衆けれど、一人として蔡澤に及ぶ者なし、臣に於ても、亦如かざるなり、それ故に、臣押し切りて言上す」と、秦の昭王、蔡澤を召し見て、共に物語りして、大に之れを満足して、客分の福を拜受せしめられたれば、應侯それに就きて、病氣なりと申し立て、宰相の印章を返上せむことを請ひたるに、昭王之れを惜みて、強ひて應侯を病牀より起たせむとしたれど、應侯遂に病氣危篤なりと申し立て、宰相を免せられぬ、さて、昭王は、新たに蔡澤の計畫せる方針に満足して、遂に范雎の跡役として、秦の宰相を拜命せしめて、東の方周室を取り込みたり、

蔡澤相秦數月、人或惡之、懼誅、乃謝病、歸相印、號爲綱成君、居秦十餘年、事昭王、孝文王、莊襄王、卒、事始皇帝、爲秦使於燕、二年而燕使太子丹入質於秦、

○ 蔡澤秦に宰相たること、僅に數箇月にして、或る人、之れを昭王に惡しさまに言ひたれば、蔡澤誅戮せられむことを懼れて、病氣なりと申し立て、宰相の印章を返上して、役目を引きて、綱成君と號しけり、秦に居ること十餘年にして、昭王、孝文王、莊襄王に奉公し、遂に始皇帝に奉公して、秦の爲めに、燕の國へ使者に往きて、燕に居ること三箇年にして、燕は太子の丹をして、入りて秦に入質たらしめき、是れ蔡澤の功なり、

太史公曰、韓子稱長袖善舞、多錢善賈、信哉是言也、

○ 太史公范雎、蔡澤の事跡を論贊して曰はく、「韓非子の五蠹の篇に、「長袖を着たる者は、上手に舞ひ、多く錢を持ちたる者は、上手に賈ふ」とあり、此の言葉は信實なることよ、范雎、蔡澤の仕事をしたるも、秦の強大なるに因り、

范雎、蔡澤、世所謂一切辯士、然游說諸侯、至白首無所遇者、非計策之拙、所爲說力少也、及二人羈旅入秦、繼踵取卿相、垂功於天下者、固彊弱之勢異也、

○ 「一切」……押し並べてのなり、「白首」……白髪あたまなり、「力少」……其の國の力の少なきなり、「繼踵」……引き續くなり、

范雎、蔡澤は、世間にて取り沙汰せる、押し立てての韓士なり。さりながら、諸侯に遊説して、白髪あたまになるまで、孰れも心に叶はる待遇を受くることなかりしは、計策の拙劣なるにはあらずして、其の遊説せし國の弱小にして、之れを用ゐる力少なければなり。二人は、諸國を渡り歩き、秦の國へ入るに及びて、引き續きて、相の位を取りて、其の功名を天下後世に垂れ傳へたるは、言ふまでもなく、強大なる秦と弱小なる諸侯との國柄の相違あればなり。

然士亦有偶合、賢者多如此。二子不得盡意、豈可勝道哉。

【偶合】……自然にふとして合ふなり。【豈可勝道哉】……一言ひ盡くされぬなり。

さりながら、士にも、亦運命といふことありて、自然にふとして合ふことあり、世の中の賢者の中には、范雎、蔡澤の二子の如き人物多くして、其の運命に出逢はずして、己れの意見を盡くすこと能はざりし者も、少なからざらむ、いかで一言ひ盡くさるべき。

然二子不困厄、惡能激乎。

さりながら、此の二子の難逢せしは、事成したる基なり、若し最初より無事にして、難逢することなからましかば、何とて能く奮激して秦へ入りて功業名譽を成さるべき、困苦は人の夙業なり」と。

董份の曰はく、史記の范、蔡の傳は、即ち莊子の秋水の篇なり、閔深典術、壯麗奇博にして、人の帝臺天闕層宮の屬の規模の宏遠なるを觀て、恍然として自ら失ふが如し、此れを讀まざる者は、文章の大なるを知らずと、○王慎中の曰はく、此の傳の議論詞賦は、悉く國策に本づきたれど、敘事の貫串は、太史公の筆なりと、○茅坤の曰はく、范雎の怨の處を寫せるは、煙波千里なり、蔡澤の一言にして相を奪ひし處を寫せるは、勢ひ九を掌上に轉ずるが如しと、○陳一編の曰はく、范、蔡兩人傳を共にす、其の蔡の語を敘せるは、是れ范を終ふる結局なりと、○又曰はく、范、蔡の傳は、蘇、張の風あり、文字絶佳なりと、○又曰はく、范雎、蔡澤、口舌をもて、相位を得たり、太史公の贊の意三節あり、天下韓士と、蔡澤を敘して曰はく、天下雄俊弘辯智士と、二人の辯の同じきを見せるなりと、○趙恒の曰はく、太史公の贊の意三節あり、言ふこと、二子の秦へ入りて、相を取らば、功を天下に垂れたるは、強秦の勢ひに因り、亦長種の善く舞ひ、多量の善く舞ふが如し、然れども、士も亦偶合ありて、命之れを爲せり、然らずば、賢なること二子の如きも、亦多からむ、而して、意を盡くすことを得ざりし者も、又何ぞ限らむ、然れども、二子の功は、激するに因りて成れり、其の初めの困厄も亦甚し、士の困に處するには、自ら力めざるべしむやとなり、三個の然の字、轉語として看るべしと。

樂毅列傳第二十

樂毅者、其先祖曰樂羊、樂羊爲魏文侯將、伐取中山、魏文侯封樂羊以靈

壽、樂羊死葬於靈壽、其後子孫因家焉、中山復國、至趙武靈王時、復滅中

山、而樂氏後有樂毅。

樂毅は、其の先祖を樂羊といふ、樂羊魏の文侯の將となりて、中山を伐ち取らば、魏の文侯其の手柄を譽めて、樂羊を常山の靈壽の地に封じけり、樂羊死去して、靈壽に葬られたれば、其の後、子孫其の墓をもて、代々靈壽に住まひけり、中山は、一旦魏に取られしかど、尙ほ祖先の祭りを絶たずして、其の後、國を再興せしが、趙の武靈王の時に至りて、重ねて中山を滅ぼしけり、而して、樂氏の後胤に樂毅といふ人あり。

樂毅賢好兵、趙人舉之、及武靈王有沙丘之亂、乃去趙適魏。

樂毅は、賢才ありて、兵法を好みければ、趙の人之れを擧げ用かしが、武靈王の沙丘の地にて饑死したる内亂あるに及びて、樂毅は、趙を立ち退きて、魏へ往きけり。

陳仁錫の曰はく、賢好兵の三字、樂毅の人となりを盡くせりと。

聞燕昭王以子之之亂、而齊大敗燕、燕昭王怨齊、未嘗一日而忘報齊也、燕國小辟遠、力不能制、於是屈身下士、先禮郭隗、以招賢者、樂毅於是爲魏昭王使於燕、燕王以客禮待之、樂毅辭讓、遂委質爲臣、燕昭王以爲亞卿、久之。

【辟遠】……僻遠なり。【委質】……委は、置くなり、質は、費と通ず、始めて仕ふる時に、禮物を主君の前に差し置き、主従の約束を定むるなり。【亞卿】……次卿なり。

其の頃、燕の昭王の父君の易王の位を宰相の子之に譲りて、自ら臣下となりたるに因りて、國內の騷動したるに付け込めて、齊は、大に燕を敗りければ、燕の昭王齊を怨みて、一日として齊に返報せむことを忘れたることなけれども、燕は小國なるが上に、僻遠の片田舎なれば、其の力にては、齊を制御すること能はざりけり、是に於て、昭王身を折り屈めて、天下の士に謙遜屏下して、先づ郭隗といふ者を禮遇して、士を優待する模範を示して、四方の賢者を招き寄する由を開き及びたり、樂毅はに於て、魏の昭王の爲めに燕に使ひせしに、燕王賓客の禮をもて接待せりかば、樂毅之れを辭讓したれど、遂に燕王の望みに應じて、主取りの士を差し出して、臣下となりたれば、燕の昭王

之れを上脚に次々亞卿として、暫く月日を送りけり、

【注】 凌稚隆の曰はく、太史公の詳かに樂毅の燕へ入りたる始末を叙せるは、蓋し毅の他日燕の惠王に書を遺りたる爲めの張本なりと、

當是時、齊湣王疆、南敗楚相唐昧於重丘、西摧三晉於觀津、遂與三晉擊秦、助趙滅中山、破宋、廣地千餘里、與秦昭王爭重爲帝、已而復歸之、諸侯皆欲背秦而服於齊、湣王自矜、百姓弗堪、

【補】 …… 變むるなり、

【注】 是の時に當たりて、齊の湣王殊の外強きして、南の方は、楚の宰相の唐昧を重丘に敗り、西の方は、韓、魏、趙の三晉の兵を觀津に摧き、遂に三晉と共に秦を撃ち、趙に加勢して、中山を滅ぼし、宋を破りて、土地を廣むること千餘里の廣さに及び、秦の昭王と權勢の重きを争ひて、秦は西帝となり、齊は東帝となりぬ、已にして、重ねて其の帝號を返却して、以前の如く王となりたれど、列國の諸侯は、皆秦に離れ背きて、齊に服従せむと思ひたれば、湣王自ら己れの智慧に誇りて、人の國を攻め伐つことを面白く思ひたれば、國內の人民百姓、其の勞役に堪へずして、上を怨むに至りたり、

【注】 董份の曰はく、齊の強きことを言ひて、以て樂毅の功の大なることを見せりと、

於是燕昭王問伐齊之事、樂毅對曰、齊霸國之餘業也、地大人衆、未易獨攻也、王必欲伐之、莫如與趙及楚、魏、於是使樂毅約趙惠文王、別使連楚、魏、令趙、魏、秦以伐齊之利、諸侯害齊湣王之驕暴、皆爭合從、與燕伐齊、樂毅還報、燕昭王悉起兵、使樂毅爲上將軍、趙惠文王以相國印授樂毅、樂毅於是并護趙、楚、韓、魏、燕之兵、以伐齊、破之濟西、諸侯兵罷歸、而燕軍樂毅獨追至于臨菑、

【補】 …… 昭に同じ、利益をもて誘ふなり、【害】 …… 邪魔物なりとするなり、【合從】 …… 組み合ふなり、六國の秦に抗する合從にはあらず、

【注】 是に於て、燕の昭王齊を伐たむ事を尋ねしに、樂毅對へて曰はく、「齊は、桓公以來の霸國之餘業にして、土地廣大にして、人民衆多なれば、まだ燕の獨力にては攻め難し、大王には、是非とも之れを伐たく思召されむには、趙及び楚、魏の三晉國と共に伐たむに如くことなからむ」と、是に於て、昭王樂毅をして、趙の惠文王に齊を伐たむことを約束せしめ、別に人を遣はして、楚、魏の二國と連合せしむに如くことな使者を秦へ差立てさせて、齊を伐ち、其の地を分かつ利益をもて、秦を誘はしめたるに、列國の諸侯、齊の湣王の驕慢亂暴なるを邪魔物なりと思ひたる折りなれば、皆我れ後れじと、先を争ひて、組み合ひて、燕と共に齊を伐たむとせり、樂毅此の相談を取り纏めて、立ち戻りて、報告せしかば、燕の昭王國內の兵を繰り出して、樂毅をして上將軍とならしめて、總軍を指揮せしめしに、趙の惠文王、相國の印章を樂毅に授けたり、樂毅是に於て、趙、楚、韓、魏、燕の五國國の兵を併はせて、守護して、齊を伐ちて、之れを濟西に破りたれば、諸侯の兵は、軍を止めて、各々歸國したれども、燕の軍隊の樂毅は、獨り齊の敗兵を追ひ撃ちて、臨菑の都へ押し寄せたり、

齊湣王之敗、濟西、亡走保於莒、樂毅獨留齊、齊皆城守、樂毅攻入臨菑、盡取齊寶財物祭器、輸之燕、燕昭王大說、親至濟上勞軍、行賞饗士、封樂毅於昌國、號爲昌國君、於是燕昭王收齊鹵獲以歸、而使樂毅復以兵平齊城之不下者、

【補】 …… 命令を膺れ流して、歸順せしむるなり、【國獲】 …… 國は、虜に同じ、生け捕りなり、

【注】 齊の湣王、濟西の一戦に敗軍して、臨菑の都を逃げ出で、莒の城を保ちたれば、樂毅は、獨り留まりて、齊の國中に命令を膺れ流して、歸順せしめむとせしに、齊の都邑、皆籠城したれば、樂毅臨菑の都へ攻め入りて、齊の寶物財物、宗廟の祭器を繰り取りて、之れを燕へ輸送せり、燕の昭王、此の勝ち軍を大に満足して、自身に濟上まで出張りて、樂毅を迎へて、其の軍勢を慰勞して、賞與を行ひ、士卒を愛應し、樂毅を齊の昌國に封じて、昌國君と號したり、是に於て、燕の昭王、齊の生け捕りを取り纏めて、歸國して、樂毅をして、重ねて兵を引き連れて、齊の諸城のまだ下らざる者を討ち平けしめたり、

【注】 袁黃の曰はく、兩たび國の字を下して、其の功の大にして専らなることを見せりと、

樂毅留齊、齊五歲、下齊七十餘城、皆爲郡縣、以屬燕、唯獨莒、卽墨未服、會燕昭王歿、子立爲燕惠王、惠王自爲太子時、嘗不快於樂毅、及卽位、齊

之田單聞之、乃縱反閒於燕、曰、齊城不下者、兩城耳、然所以不早拔者、聞樂毅與燕新王有隙、欲連兵且留齊、南面而王齊、齊之所患、唯恐他將之來、於是燕惠王固已疑樂毅、得齊反閒、乃使騎劫代將、而召樂毅、樂毅知燕惠王之不善代之、畏誅、遂西降趙、趙封樂毅於觀津、號曰望諸君、尊寵樂毅、以警動於燕、齊、

【管】……常と通ず、有隙……中惡しきなり、【縱】……放つなり、【反閒】……通し者なり、【連兵】……戰爭を繼續するなり、【南面】……

人君の座位なり、解は、伍子胥の傳の北面の下に見えたり、樂毅固まりて、齊の國中に命令を觸れ流して、歸順せしむること、五箇年に及びて、齊の七十餘箇所の城を下して、皆郡縣として、燕に附屬せしめしが、唯、獨り莒と即墨との兩城のみは、まだ服従せざりけり、折りかち、燕の昭王死去して、其の子跡目に立ちて、燕の惠王となりぬ、惠王は、太子たりし時より、常に樂毅を面白く思はざりければ、位に即くに及びて、齊の田單、其の中惡しきことを聞き込みて、通し者を放ちて、燕の國へ入り込ませて、其の者の口より言はしめて曰はく、「齊の城の燕に下らざる者は、莒と即墨との兩城のみとなりぬ、さりながら、此の兩城の早く落ちざる譯は、樂毅は、燕の新王と中惡しきが故に、殊更に此の戰爭を繼續して、暫く齊に留まりて、南面して、人君の位に即きて、齊の國王とならむと思ひたればなり、されば、樂毅の居る間は、此の兩城は無事なれど、齊の心配するとは、唯、他の將の來りて、樂毅に代はりて、急遽に攻め落とさむことを恐るなり」と、是に於て、燕の惠王は、言ふまでもなく、己に樂毅の心を疑ひたることなれば、齊の通し者の話しを手に入れて、果たして油断ならずと思ひて、騎劫をして、代はりて將とならしめて、樂毅を呼び戻さむとせしに、樂毅は、燕の惠王の己れと中の善からぬ爲めに、之れを代へたることを知りて、歸國の後に、誅戮せられむことを畏れて、遂に西の方趙の國へ降參せしに、趙王樂毅を觀津に封じて、望諸君と號して、之れを尊寵愛して、燕と齊とを警戒震動せしめたり、

齊田單後與騎劫戰、果設詐誑燕軍、遂破騎劫於即墨下、而轉戰逐燕、北至河上、盡復得齊城、而迎襄王於莒、入于臨菑、

【註】……欺くなり、惑はずなり、齊の田單、其の後、騎劫と戦ひて、果たして詐謀奇計を設けて、燕の軍勢を欺き惑はして、遂に騎劫を即墨の城下に破りて、先より先へと歸國して、燕の兵を逐ひ散らして、北の方河上に至りて、殘らず重ねて齊の城を手に入れて、滑王の子の襄王を莒より迎へて、臨菑の都へ樂

燕惠王後悔、使騎劫代樂毅、以故破軍亡將失齊、又怨樂毅之降趙、恐趙用樂毅、而乘燕之弊、以伐燕、燕惠王乃使人讓樂毅、且謝之曰、先王舉國而委將軍、將軍爲燕破齊、報先王之讎、天下莫不震動、寡人豈敢一日而忘將軍之功哉、會先王弃羣臣、寡人新即位、左右誤寡人、寡人之使、騎劫代將軍、爲將軍久暴露於外、故召將軍、且休計事、將軍過聽、以與寡人有隙、遂捐燕歸趙、將軍自爲計、則可矣、而亦何以報先王之所以遇將軍之意乎、

【齊】……軍臣……軍臣を見棄つるなり、死にたることを遠避しにいふ言葉なり、【暴誑】……野陣を張るなり、

燕の惠王、其の後になりて、騎劫をして、樂毅に代はらしめたる故を以て、田單の爲めに、軍勢を破られ、將校を戦死せしめ、折角取りたる齊の地を失ひたることを悔い、又樂毅の趙に降りしことを怨み、趙の樂毅を用ひて、燕を伐たむことを恐れたる、燕の惠王、是に於て、人を樂毅の許へ遣はして、其の趙に降りしことを責め咎めしめ、且つは、己れの手落ちを打ち詫びて曰はく、「吾が先代の君王、燕の國を擧げて、將軍に委任せられたれば、將軍燕の爲めに、齊を破りて、先王の讎を報いたり、天下中の人々、其の働きを見聞して、震動驚愕せざる者なし、拙者いかでか決して一日として將軍の手柄を忘るべき、折りかち、丁度、先王軍臣を見棄て、燕去せられて、拙者新たに位に即きたれば、左右の近臣、益なき事を申し立て、拙者に心得違ひをせしめたり、さりながら、拙者の驕傲をして、將軍に代はらしめたるは、將軍の久しく國外に野陣を張りて、苦勞したるが故に、將軍を召し返して、暫時休息せしめて、前途の事を相談せむと思ひたればなり、ざるを、將軍聽き違へて、拙者の中惡しきが故に、呼び戻されたるならむと思ひて、遂に燕を見棄て、趙へ身を寄せたり、將軍の自己の便利を計るには、それにて宜しからむ、さりながら、何を以て、先王の將軍を寵遇せられし厚意に報いむとするか」と、

【齊】……數句の内、悔、怨、恐の三意を寫して、惠王の心事見るが如しと、樂毅報遺燕惠王書曰、臣不佞、不能奉承王命、以順左右之心、恐傷先

王之明有害足下之義故遁逃走趙今足下使人數之以罪臣恐侍御者不察先王之所以畜幸臣之理又不白臣之所以事先王之心故敢以書對

【不依】……不才といはむが如し、【王命】……燕王の召し返す命令なり、【害足下之義】……罪なくして大將を殺すは不義なるなり、【數】……責むるなり、【侍御者】……御附きの女中連なり、【畜幸】……給養寵幸するなり、【白】……明らかにするなり、

樂毅之れに返事をして、燕の惠王に手紙を送りて曰はく、「臣不才にして、大王の召し返さる、命令を遵奉承承して、左右の近臣の心に順ふこと能はざるは、若し燕の國へ立ち戻らば、罪なくして大將を殺されて、先王の明徳を傷ひ、足下の高義を害せむことを恐るればなり、されば、餘儀なく、齊の國より遁逃して、趙の國へ走れり、然るに、今、足下には、人をして、臣が罪を責めしめたまへり、臣は御附きの女中連の先王の臣を給養寵幸したまひし譯けを察せず、又臣が先王に事へ奉りし心を明らかにせざらむことを恐る、が故に、押し切りて、手紙を以て、御對へ申すなり、

【澁稽陸の曰はく】、恐侍御者不察先王之二句、是れ一篇の大指なり、中間多くは是れ此の二句の意を説けり、

臣聞賢聖之君不以祿私親其功多者賞之其能當者處之故察能而授官者成功之君也論行而結交者立名之士也臣竊觀先王之舉也見有高世主之心故假節於魏以身得察於燕先王過舉廁之賓客之中立之羣臣之上不謀父兄以爲亞卿臣竊不自知自以爲奉令承教可幸無罪故受令而不辭

【處】……官職に居らしむるなり、【舉】……舉動なり、【假節於魏】……使者の證據の制符の旗を魏より借用するなり、【廁】……交ふるなり、
【臣が兼ねく】聞き及びたるには、賢聖の君は、食祿を以て、私に其の親族に與ふることなく、其の功勞の多き者は、之れを賞し、其の才能

先王命之曰我有積怨深怒於齊不量輕弱而欲以齊爲事臣曰夫齊霸國之餘業而最勝之遺事也練於兵甲習於戰攻王若欲伐之必與天下圖之與天下圖之莫若結於趙且又淮北宋地楚魏之所欲也趙若許而約四國攻之齊可大破也先王以爲然

【最勝之遺事】……最も他國に勝りたる遺傳の仕事なり、

先王臣に命じて曰はく、「我れは、齊に積りたる怨み、深き怒りあれば、己の力の輕く弱きをも考へ置かずして、齊を伐つことを仕事としたく思ふなり」と、臣が曰はく、「全體、齊は、桓公以來の霸國の餘業にして、最も他國に勝りたる遺傳の仕事を繼承して、兵甲を練りて、戦攻に習ひたれば、大王には、若し之れを伐ちたく思ひ召されむには、是非とも天下の諸侯と共に之れを圖りたまへ、天下の諸侯と共に之れを圖りたまはむとならば、趙と結合したまふに如くことなからむ、且つ又現に齊に屬せる淮北の地は、楚の欲し望める場所にして、現に齊に屬せる宋の地は、魏の欲し望める場所なれば、趙若し許諾して、趙、楚、魏及び燕の四國と約束して、之れを攻めば、齊は大に破るべきなり」と、斯く申し上げたるに、先王には、尤なりと思ひ召されたり、

具符節南使臣於趙顧反命起兵擊齊以天之道先王之靈河北之地隨先王而舉之濟上濟上之軍受命擊齊大敗齊人輕卒銳兵長驅至國齊王遁而走莒僅以身免珠玉財寶車甲珍器盡收入於燕齊器設於

寧臺、大呂陳、於元英、故鼎反、乎磨室、薊丘之植、植於汶篁、自五伯已來、功未有及先王者也、先王以為憐於志、故裂地而封之、使得比小國諸侯、臣竊不自知、自以為奉命承教、可幸無罪、是以受命不辭、

【顯反命】……立ち戻りて、復命するなり、【河北之地、隨先王而舉之、濟上】……國策には、河北之地、隨先王舉、而有之於濟上、に作り、河北の土地は、先王の事を擧げたるに隨ひて、兵を起して、燕を助けて、濟上へ至りたれば、樂毅は、之れを濟上に於て手に入れたるなり、【濟上之軍】……濟上に陣取りたる諸侯、及び河北の軍勢なり、【長驅】……逸散に駈け向ふなり、【國】……國都なり、【車甲】……兵車甲冑なり、【寧臺】……燕の臺の名なり、【大呂】……齊の鐘の名なり、【元英】……燕の宮殿の名なり、【故鼎】……齊に取られたる燕の以前の鼎なり、【磨室】……燕の宮殿の名なり、【汶篁】……燕の都の薊丘の植物に齊の汶水の近邊に産する竹を移し植ふるなり、篁は、竹藪なり、【快】……快きなり、

【先王】……先王には、使者の禮符の旗を具へられて、南の方趙の國へ臣を使ひに遣はされたれば、臣は、趙との約束を結びて、立ち戻りて、復命して、兵を起して、齊を撃ちたるに、天の道理と、先王の豐威との御蔭をもて、河北の土地は、先王の事を擧げたまへるに隨ひて、兵を起して、燕を助けて、濟上へ至りたれば、臣は、之れを濟上に於て手に入れたれば、是に於て、濟上に陣取りたる諸侯、及び河北の軍勢は、臣が命令を受けて、齊を撃ちて、大に齊人を敗りて、手輕に支度したる精銳なる兵卒は、逸散に駈け向ひて、齊の國都の臨淄まで押し寄せたれば、齊王逃れて、宮へ走りて、僅に其の身だけを免れたり、是に於て、齊の寶藏の珠玉、財寶、兵車、甲冑、珍奇なる器具を殘ちず取り纏めて、燕の國へ運び入れたれば、齊の諸將は、燕の寧臺に設け置かれ、齊の鐘の大呂は、燕の元英宮に陳列せられ、先年の敗軍にて、齊に取られし、燕の以前の鼎は、燕の磨室に立ち戻り、燕の都の薊丘の植物には、齊の汶水の近邊に産する竹を植ふる込まれたり、昔の齊の桓公、晉の文公、宋の襄公、秦の穆公、楚の莊王の五伯より以來、功業の先王に及べる者は、まだあらぬなり、先王には、此の大勝利を得て、御志に快しと思し召されしが故に、土地を裂き分ちて、臣を封せられて、小國の諸侯と肩を並ぶることを得しめられ、臣は、内よ身の程を辨へずして、自ら命令を受け、教諭を受くとも、幸に罪なかるべしと思ひたり、是をもて、其の命令を受けて、辭退せざりき、

【波雅陸の曰はく、此れ先王の臣を看ひし所以の由を説せりと、○又曰はく、此れ殺の燕王に事へし所以の心を言へりと、○又曰はく、殺功を己れに歸せずして、託するに天の道、先王の靈を以てせるは、最も是れ婉曲の處なりと、○郭以觀の曰はく、悲切の中に、却りて歸語を作して點綴せり、此れ戰國西京の音の傳なる所以なりと、

臣聞賢聖之君、功立而不廢、故著於春秋、蚤知之士、名成而不毀、故稱於後世、若先王之報怨雪恥、夷萬乘之疆國、收八百歲之蓄積、及至弃羣

臣之日、餘教未衰、執政任事之臣、修法令、慎庶孽、施及乎萌隸、皆可以教後世、

【著於春秋】……歴史の上に傳はるなり、【蚤知之士】……先見ある士なり、【夷】……平するなり、【八百歲】……齊の太公望より滑王に至るまでの年數なり、【慎庶孽】……早く太子を定めて、妾媵の子の内亂を豫防するなり、【萌隸】……賤は、僕に同じ、隸は、奴隸なり、至りて賤しき者をいふ、

【波雅陸の曰はく、此れ己れの燕を佐けし餘澤あることを言へりと、

臣聞之、善作者不必善成、善始者不必善終、昔伍子胥、說聽於闔閭、而吳王遠迹至郢、夫差弗是也、賜之鵠夷、而浮之江、吳王不寤、先論之可以立功、故沈子胥而不悔、子胥不蚤見主之不同量、是以至於入江而不化、

【遠迹至郢】……遠く進みて、楚を破りて、郢の都まで至りたるなり、【不是】……伍子胥の陳めを、尤なりとせざるなり、【鵠夷】……馬の草にて酒樽のやうに作りたる饗なり、不用の時、疊み置くなり、【解】……情に同じ、【先論】……伍子胥の時に先立ちて論じたる事なり、【蚤】……早くなり、【主】……闔閭と夫差となり、【不化】……目的を變化して、他國へ立ち退かぬなり、戰國策には、不改に作れり、臣が兼ね、聞き及びたるには、上手に事を作爲する者なればとて、屹度上手に其の事を成就すとは限らぬなり、上手に事を始むる者なればとて、屹度其の事を終へ果たすとは限らぬなりとて、昔、伍子胥は、其の說を吳王の闔閭に聴き納れられたれば、吳王の闔閭は、遠く進みて、楚を破りて、郢の都まで至りしが、其の子の夫差は、伍子胥の陳めを尤なりとせずして、之れに馬の草にて酒樽のやうに作りたる饗を賜ひて、其の死骸を盛りて、江水に投げ込み、吳王の夫差は、伍子胥の時に先立ちて論じたる事の手柄を立つべきことを悟らざりしが故に、伍子胥を江水に沈めて、後悔せざりき、伍子胥は、早く主君の闔閭と夫差との器量を同じくせざることを見抜かざりしを以て、江

水に投げ入れらるゝまで、目的を變化して、他國へ立ち退かざるに至りき。

【註】波雅隆の曰はく、此れより下、自ら燕を去りし所以の由と教て燕に背かざる意とを白らかにせりし。

夫免身立功、以明先王之迹、臣之上計也。離毀辱之誹謗、墮先王之名、臣之所大恐也。臨不測之罪、以幸爲利、義之所不敢出也。

【註】「離」……離と通ず、遣ふなり、「墮」先王之名……先王の人を知りたる名前を落とすなり、「臨」不測之罪……燕を去りて趙へ走りたる測るべからざる重罪に臨むなり、「以幸爲利」……燕の毀辱したるを幸なりとして、趙をして之れを伐たしめて、己の利益を圖るなり、「義之所不敢出也」……義として決して心に浮かばぬなり。

【註】全體、身の禍を免れて、手柄を立てて、先王の事迹を明らかにするは、臣が上等の計策なり、名譽を毀損し、恥辱を受くる誹謗に遭ひて、先王の人を知りたまへる御名前を落とさむことは、臣が大に恐るゝことなり、燕を去りて趙へ走りたる測るべからざる重罪に臨みながら、燕の毀辱したるを幸なりとして、趙をして之れを伐たしめて、己の利益を圖らむことは、義として決して臣が心に浮かばざるることなり。

【註】茅坤の曰はく、分解し得て明らかなり。

臣聞古之君子、交絶不出惡聲、忠臣去國、不潔其名、臣雖不佞、數奉教於君子矣。恐侍御者之親左右之說、不察疏遠之行、故敢獻書以聞、唯君王之留意焉。

【註】「觀愛して信用するなり。」

【註】臣が兼ねく聞き及びたるには、昔の徳ある君子は、人と交際を絶ちても、其の人の事を惡しきまに罵る聲を口より出ださぬなり、忠臣は、其の國を立ち去りても、己の罪なきことを人に語りて、其の名を潔白にせぬなりとなり、臣は、不才なりといへども、是れまで度と教訓を徳ある君子に承りて、之れを大事に守りたれば、自己の利益を圖らむとして、大王の御不爲めになるべき事を企てむことは、決して存じ寄らぬなり、唯大王の御附きの女中連の、大王の左右の近臣の説を觀愛して信用して、掛け離れて疎遠なる臣が身の行ひを推察せられざらむことを恐るゝが故に、憚りながら、手紙を差し上げて、上聞に達するなり、唯願はくは君王の臣が書面に意を留めたまはむことを、以上、樂毅の返書なり。

【註】波雅隆の曰はく、此れ己れが趙を離れて燕を攻めざることを明かして、燕王の疑ひを解けりと、○又曰はく、此れ己れが書を遺りたる所以の意を留せりと。

於是燕王復以樂毅子樂閒爲昌國君、而樂毅往來復通燕、燕趙以爲客卿、樂毅卒於趙、樂閒居燕二十餘年、燕王喜用其相栗腹之計、欲攻趙、而問昌國君樂閒、樂閒曰、趙四戰之國也、其民習兵、伐之不可、燕王不聽、遂伐趙、趙使廉頗擊之、大破栗腹之軍於鄒、禽栗腹、樂乘、樂乘者、樂閒之宗也、於是樂閒奔趙、趙遂圍燕、燕重割地以與趙和、趙乃解而去。

【註】「客卿」……客分の卿なり、「四戰之國」……四郡に敵を受けて、戰爭の絶えなき國なり、「禽」……生け捕るなり、「宗」……一門なり。

【註】是に於て、燕王重ねて樂毅の子の樂閒をもて、昌國君とせり、而して、樂毅は、往來して重ねて燕に交通したれば、燕、趙の兩國にて之れを客分の卿とせり、斯くて、樂毅は、趙に卒去せり、其の子の樂閒、燕に居ること三十餘年になりぬ、其の時、燕王の喜、其の宰相の栗腹の計策を用ひて、趙を攻めむと思ひ立ちて、昌國君の樂閒に見込めを尋ねしに、樂閒の曰はく、「趙は、四郡に敵を受けて、戰爭の絶えなき國なれば、其の人民は、兵事に習へり、之れを伐つことは、宜しからず」と、燕王之れを聽き納れずして、遂に趙を伐ちたるに、趙は、廉頗をして、之れを撃たしめて、大に栗腹の軍勢を鄒の地に破りて、栗腹と樂乘とを生け捕れり、樂乘は、樂閒の一門なり、是に於て、樂閒趙の國へ出奔せり、趙は、遂に燕を圍みしに、燕は、重ねて土地を割き與へて、趙と和睦せしかば、趙は、圍みを解きて去れり。

燕王恨不用樂閒、樂閒既在趙、乃遺樂閒書曰、紂之時、箕子不用、犯諫不怠、以冀其聽、商容不達、身祗辱焉、以冀其變、及民志不入、獄囚自出、然後二子退隱、故紂負桀暴之累、二子不失忠聖之名、何者、其憂患之盡矣、今寡人雖愚、不若紂之暴也、燕民雖亂、不若殷民之甚也、室有語、不相盡、以告鄰里、二者寡人不爲君取也、樂閒、樂乘怨燕不聽其計、二人卒

留趙趙封樂乘爲武襄君

【犯諫】君の顔色を犯して、手強く諫むるなり、【不達】直諫せしめて、貶黜せられて、顯達せざるなり、【變】村王の改心するなり、【民志不入】民心離れ叛きて、外へ向ふなり、【獄囚自出】刑法亂れて、牢内の罪人の勝手に免れ出づるなり、【樂乘之累】凶暴の惡名なり、【室有語、不相盡、以告鄰里】室内に爭論あるときは、互に情理を盡くして、解け合ふべきを、さばせずして、鄰り近所の他人に告げ立てするなり、樂開の唯々一言の諫めを聽かれざりしを、趙へ走りたるに譬へたるなり、【二者】輕率に主君を棄てて他國へ往きたると、主君の及ばざることを教へずして、其の過まを明らかにしたるの二つなり、

燕王樂開を用おざりしことを残念に思ひしが、樂開既に趙に在りたれば、燕王之れを呼び戻さむとて、樂開に手紙を送りて曰はく、「昔し、殷の村王の時、箕子は、用おられざりしかど、君の顔色を犯して、手強く諫めて、忘らずして、村王の聽き納れられしことを賞ひき、大夫の商容も、村王を直諫せしをもて、貶黜せられて、顯達せず、其の身軀辱を受くるのみならずしかど、村王の改心せむことを賞ひき、民心離れ叛きて、外へ向ひ、刑法亂れて、牢内の罪人勝手に免れ出づるやうになるに及びて、而して後に、箕子と商容との二子は、始めて村王を見限りて、退き隠れき、されば、村王は、凶暴の惡名を負ひて、二子は、忠聖の美名を失はず、何とならば、二子は、己の心配苦勞を盡くして、村王を飽くまで善に還らしめむとしたればなり、今、拙者は、愚昧なりといへども、村王の暴虐程にはあらぬなり、燕の人民は、亂れたりといへども、殷の人民の甚だ亂れたる程にはあらぬなり、されば、貴君の力にて改政せられぬ筈はなからむ、家内に爭論あるときは、互に情理を盡くして、解け合ふべきを、さばせずして、鄰り近所の他人に告げ立てするは、薄情の至りなり、されば、貴君の拙者を棄て、他國の趙へ往きたると、拙者の及ばざることを教へずして、其の過まを明らかにしたるの二つは、拙者は、貴君の爲めに、善きことなりとして取らざるなり」と、樂開も、樂乘も、燕王の其の計策を聽き納れずして、趙を伐ちたることを怨みたれば、此のやうなる手紙を受けても、承知せずして、二人は、遂に趙に留まりたれば、趙は、樂乘を封じて、武襄君とせり、

其明年樂乘廉頗爲趙圍燕燕重禮以和乃解

【圍】其の翌年に、樂乘、廉頗の二人、趙の爲めに、燕を圍みしに、燕は、禮儀を鄭重にして、和睦したれば、燕の圍みを解けり、

後五歲趙孝成王卒襄王使樂乘代廉頗廉頗攻樂乘樂乘走廉頗亡入魏其後十六年而秦滅趙

【其の】其の後、五年目に、趙の孝成王卒去して、襄王の世となりぬ、襄王樂乘をして、廉頗に代はりて、將たりしめかば、廉頗怒りて、樂乘を攻め撃ちしに、樂乘敗走せしが、廉頗も、趙を逃亡して、魏の國へ入れり、其の後、十六年立ちて、秦は、趙を滅ぼしき、

其後二十餘年高帝過趙問樂毅有後世乎對曰有樂叔高帝封之樂鄉

【其の】其の後、二十餘年立ちて、我が漢の高帝、趙の地に立ち寄りたまひて、樂毅には後世子孫ありやと尋ねたまひしに、趙の人對へて曰はく、「樂叔といふ者あり」と、高帝之れを樂郷に封じたまひて、領を華成君と賜ひけり、華成君は、樂毅の孫なり、而して、樂氏の一族に、樂毅公、樂臣公あり、趙の種なく秦に滅ぼされむとせしとき、此の兩人は、逃亡して、齊の高密へ往きけり、樂臣公は、善く黃帝、老子の言論を學び修めて、齊に顯はれ聞えて、賢徳ある師匠と稱せられき、

太史公曰、始齊之蒯通及主父偃讀樂毅之報燕王書、未嘗不廢書而泣也、

【蒯通】太史公樂毅の事跡を論贊して曰はく、「最前、齊の蒯通及び主父偃の二人、樂毅の燕の惠王に返事したる手紙を讀みて、一度も書物を下に差し置きて、樂毅の爲めに涙の毒なりと思ひて泣かざることはなかりきとぞ、

樂臣公學黃帝老子其本師號曰河上丈人不知其所出河上丈人教安期生安期生教毛翁公毛翁公教樂瑕公樂瑕公教樂臣公樂臣公教蓋公蓋公教於齊高密膠西爲曹相國師、

【樂氏】樂氏一族の樂臣公は、黃帝、老子の道を學べり、其の根本の師匠は、河上の丈人と號せり、此の人の學問は、何人より出でたるか、分かり難し、河上の丈人は、安期生に教へけり、安期生は、毛翁公に教へけり、毛翁公は、樂瑕公に教へけり、樂瑕公は、樂臣公に教へけり、樂臣公は、蓋公に教へけり、蓋公は、齊の高密、膠西の地の人々に教へて、我が漢の相國の曹參の師匠となりぬ、

351

616

訂 增
史記列傳講義



昭和八年十一月十日印刷
昭和八年十一月十五日發行

發行所

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地
振替貯金口座東京一八四四番
電話浪花(84)一四〇・一八四〇・一四二番

株式會社
興文社

編者

興文社編輯所
代表者 石川寅吉

發行者兼

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地
株式會社
興文社
代表者 石川寅吉

— 定價金壹圓五拾錢 —

終

